田川市地域福祉計画

〔第2次　令和4年度～令和8年度〕

令和4年3月

田川市

ごあいさつ

近年の日本社会では、人口減少や超高齢化社会への急速な進展により、社会的孤立や生活水準の低下、子育てや家族の介護、ひきこもり等の複合的な問題などが顕在化しており、生きづらさやリスクの多様化、複雑化が課題となっています。

それらに加えて、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日本においても社会や個人があらゆる場面で大きな影響を受けました。社会構造そのものが急激な変化を余儀なくされ、地域や職場、家庭などの様々な場において、人と人とのつながりや支え合いの基盤が弱まり、誰にも相談できず、必要な支援を受けられないなど事態が深刻化している状況です。

このような背景を踏まえ、本市では、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮者など、あらゆる立場の人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「田川市地域福祉計画（第2次）」を策定しました。

本計画は、「互いに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

計画推進のための取組では、「互いに支え合う人づくり」「互いに支え合う地域づくり」「互いに支え合う体制づくり」の3つの基本目標に基づき、支え合いの仕組みや必要な支援を受けられる体制の整備に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響下においても個人や社会が抱える様々な課題を解決するためには、よりいっそう人と人とのつながりを保つことが大切であるという認識のもと、市民の皆様と協働して、誰もが主体となり、互いに支え合う地域共生社会の実現をめざします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「田川市地域福祉計画策定・推進会議」の委員各位をはじめ、ご尽力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

田川市長　二場　公人

目　次

第1章　計画策定にあたって ･･･ 3
　1　計画策定の背景･目的 ･･･ 3
　2　地域福祉とは･･･ 4
　3　計画の位置づけ ･･ 5
　4　計画の期間･･ 6
　5　計画策定の体制 ･･ 7
　6　計画策定の過程 ･･ 8

第2章　各種統計資料から見た田川市の現状･････････････････････････････ 11
　1　人口･世帯の現状 ･･･ 11
　2　高齢者の現状 ･･13
　3　子どもの現状･･･16
　4　障がい者の現状 ･･19
　5　生活困窮者の現状･･･ 20

第3章　アンケート調査から見た田川市の現状 ･････････････････････････ 23
　1　調査概要 ･･ 23
　2　アンケート調査結果･･ 24

第4章　計画の基本方針 ･･ 39
　1　基本理念 ･･ 39
　2　基本目標 ･･ 40
　3　施策体系図･･41
　4　計画の推進体制 ･･ 42

第5章　施策の展開 ･･ 45
基本目標1　互いに支え合う人づくり ･･････････････････････････････････ 45
　1　お互いを尊重し支え合う意識の醸成･･････････････････････････････ 45
　2　地域福祉の担い手の育成 ･･･51
基本目標2　互いに支え合う地域づくり･････････････････････････････････ 57
　1　住民が参加しやすい地域活動の推進 ･･････････････････････････････ 57
　2　住み慣れた地域での生活を支える取組の推進･･････････････････････ 65
基本目標3　互いに支え合う体制づくり･････････････････････････････････ 75
　1　相談できる体制の整備･･･ 75
　2　助け合う体制の整備･･81

第6章　成果指標と目標値……91
基本目標1　互いに支え合う人づくり ……91
基本目標2　互いに支え合う地域づくり……91
基本目標3　互いに支え合う体制づくり…… 92

第7章　新たな地域福祉の課題と取組 …… 95
○　重層的支援体制整備に向けた取組…… 95
○　再犯防止推進に向けた取組（田川市再犯防止推進計画）…… 99
○　コロナが及ぼす地域福祉への影響と今後の対応に向けた取組……109

第8章　計画の進行管理と周知 …… 113
1　計画の進行管理…… 113
2　計画の周知…… 113

資　料　編…… 117
田川市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱 …… 117
田川市地域福祉計画策定・推進会議委員名簿 …… 119
市民アンケート調査票……120

第1章　計画策定にあたって

第1章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児などに同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域において高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げています。国はその実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策を進めています。

また、市町村も地域住民が地域福祉活動へ参加促進する環境整備や各福祉分野を超えて地域生活課題について、総合的に相談に応じ、関係機関と連携する包括的な支援体制整備に努めることが必要となります。

今回の計画策定は、平成 28 年度に策定した「田川市地域福祉計画（第1次）」が1年間の計画延長期間を経て令和3年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえて「田川市地域福祉計画（第2次）」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方

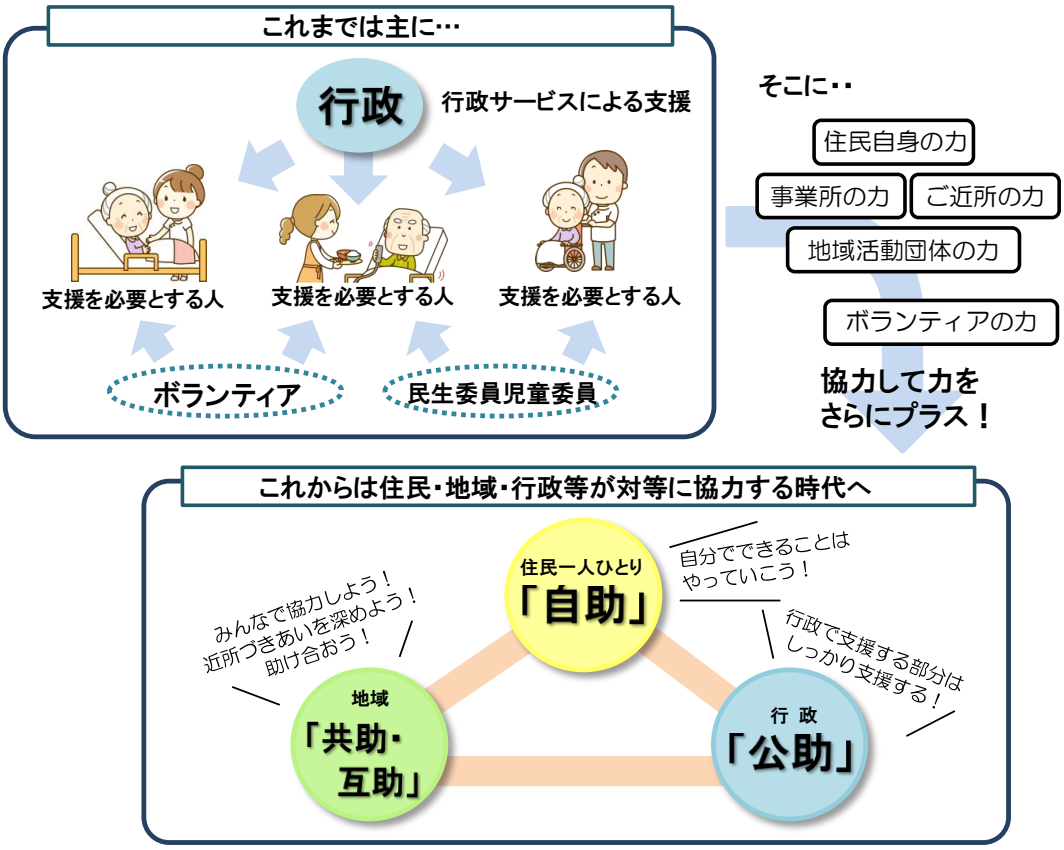

自助とは・・・・・個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分でする）

共助・互助とは・・地域社会における相互扶助
（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）
地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

公助とは・・・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

3 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和３年４月１日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

第４条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２ 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（ 市町村地域福祉計画 ）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（2）田川市における地域福祉計画の位置づけ

田川市地域福祉計画（第2次）は、「第6次田川市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画の「田川市高齢者保健福祉計画」、「田川市障がい者基本計画」、「健康たがわ21推進計画」、「田川市子ども・子育て支援事業計画」及び「田川市生活困窮者自立支援基本計画」並びに他の関連計画との整合性を図り策定しています。

なお、計画の内容については、厚生労働省が作成した「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」や、県が策定する「福岡県地域福祉支援計画」等との整合に留意しました。

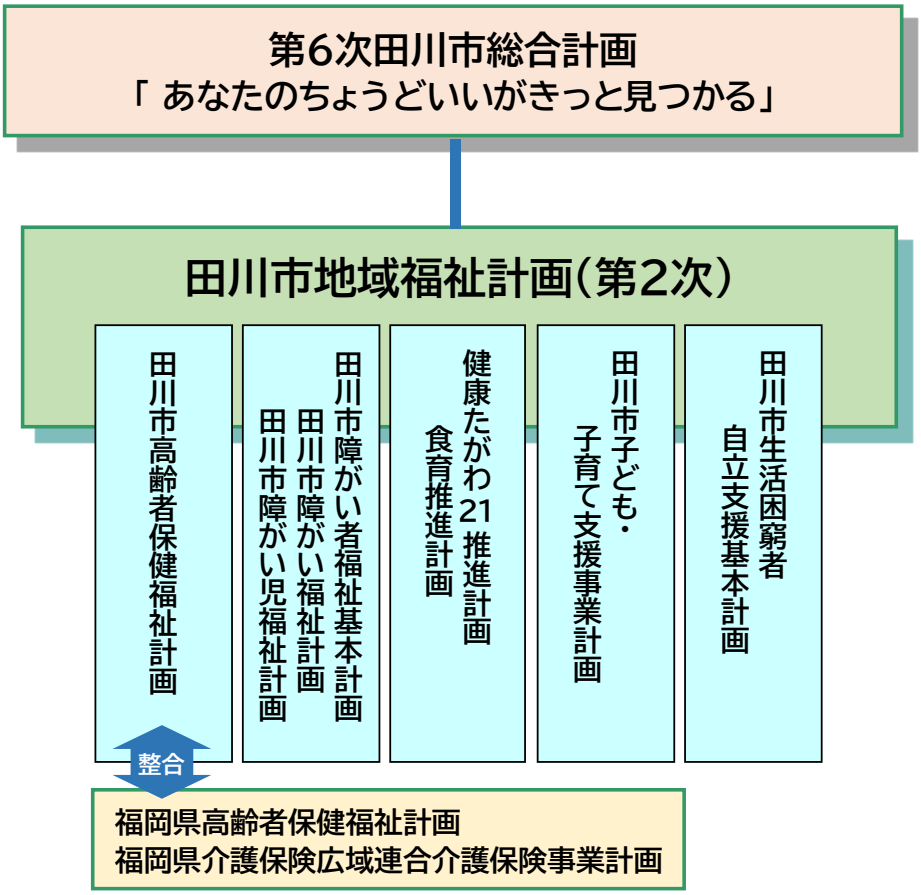

4　計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画策定の体制

(1)アンケート調査の実施

田川市に居住する方を対象に、田川市の地域福祉に関する市民アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

(2)田川市地域福祉計画策定・推進会議

地域福祉計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び市民代表者で構成する「田川市地域福祉計画策定・推進会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたしました。

(3)社会福祉法人田川市社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で社会福祉法人田川市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)との連携が重要であることから、施策の展開において社会福祉協議会の事業を取り上げ、意見をうかがいました。

(4)パブリックコメントの実施

田川市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和4年2月14日から令和4年3月4日まで意見の募集を実施しました。

(5)国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

6 計画策定の過程

地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉に対する課題について市民のみなさんの考えや意見が計画に反映できるように、市民参画の機会を設けました。

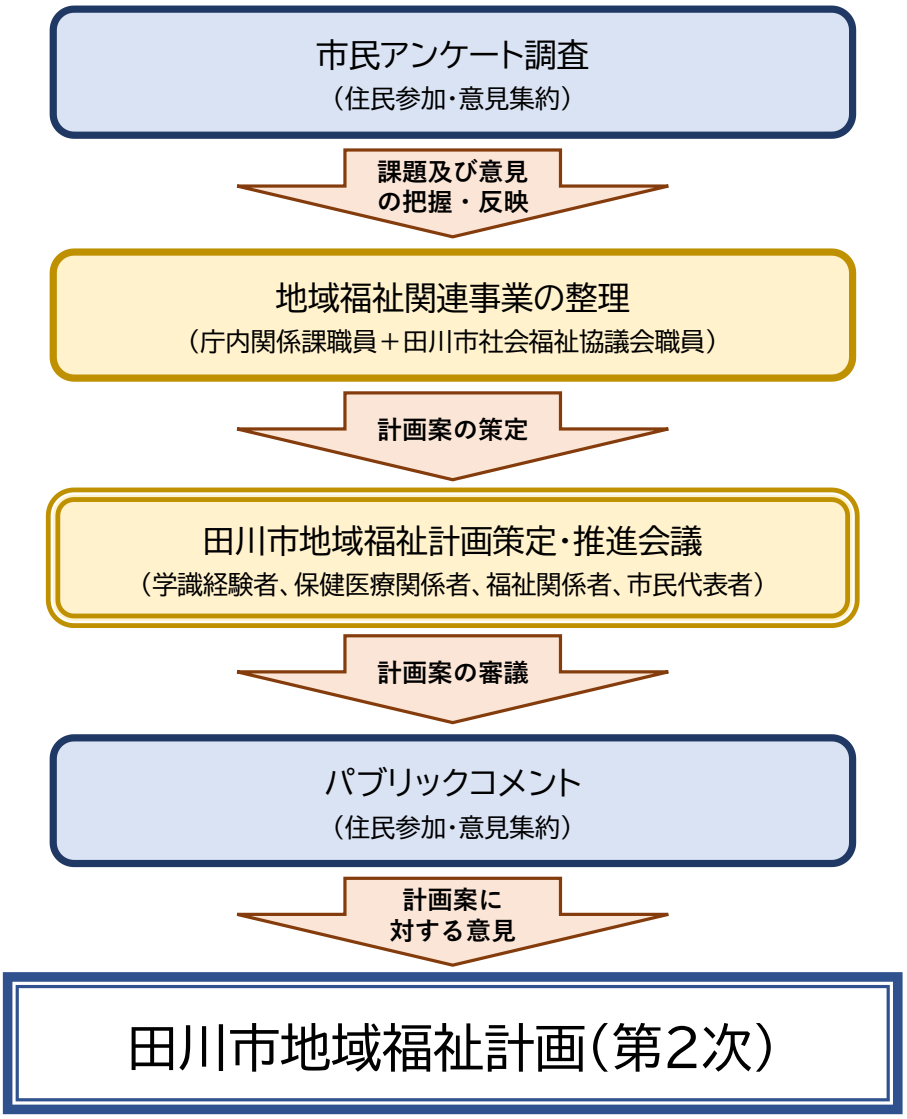

第2章　各種統計資料から見た田川市の現状

第2章　各種統計資料から見た田川市の現状

1　人口・世帯の現状

(1)人口及び世帯数の推移

本市の人口は、平成 21 年の 51,543 人から令和 3 年の 46,528 人と、年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14 歳の年少人口が、平成 21 年の 6,706 人から令和 3 年の 5,948 人、15～64 歳までの生産年齢人口は、平成 21 年の 30,997 人から令和 3 年の 24,704 人と共に減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者は、平成 21 年の 13,840 人から令和 3 年の 15,876 人と増加しており、少子高齢化が進行しています。

【年齢区分ごとの人口推移】

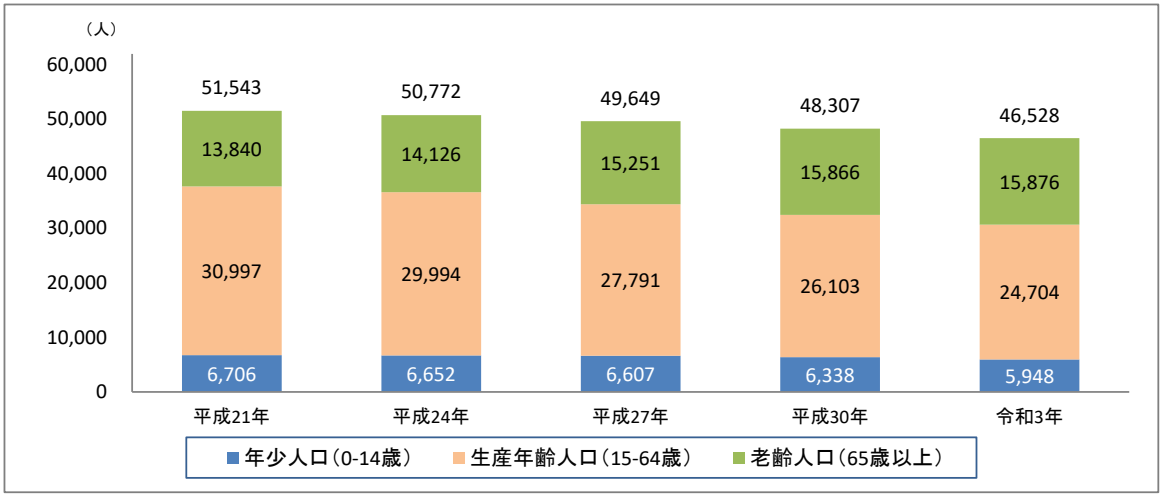

資料：田川市（市民課）統計データ　各年４月１日現在

本市の人口構造は、男性、女性ともに団塊の世代である 70～74 歳が最も多くなっています。

【人口ピラミッド】

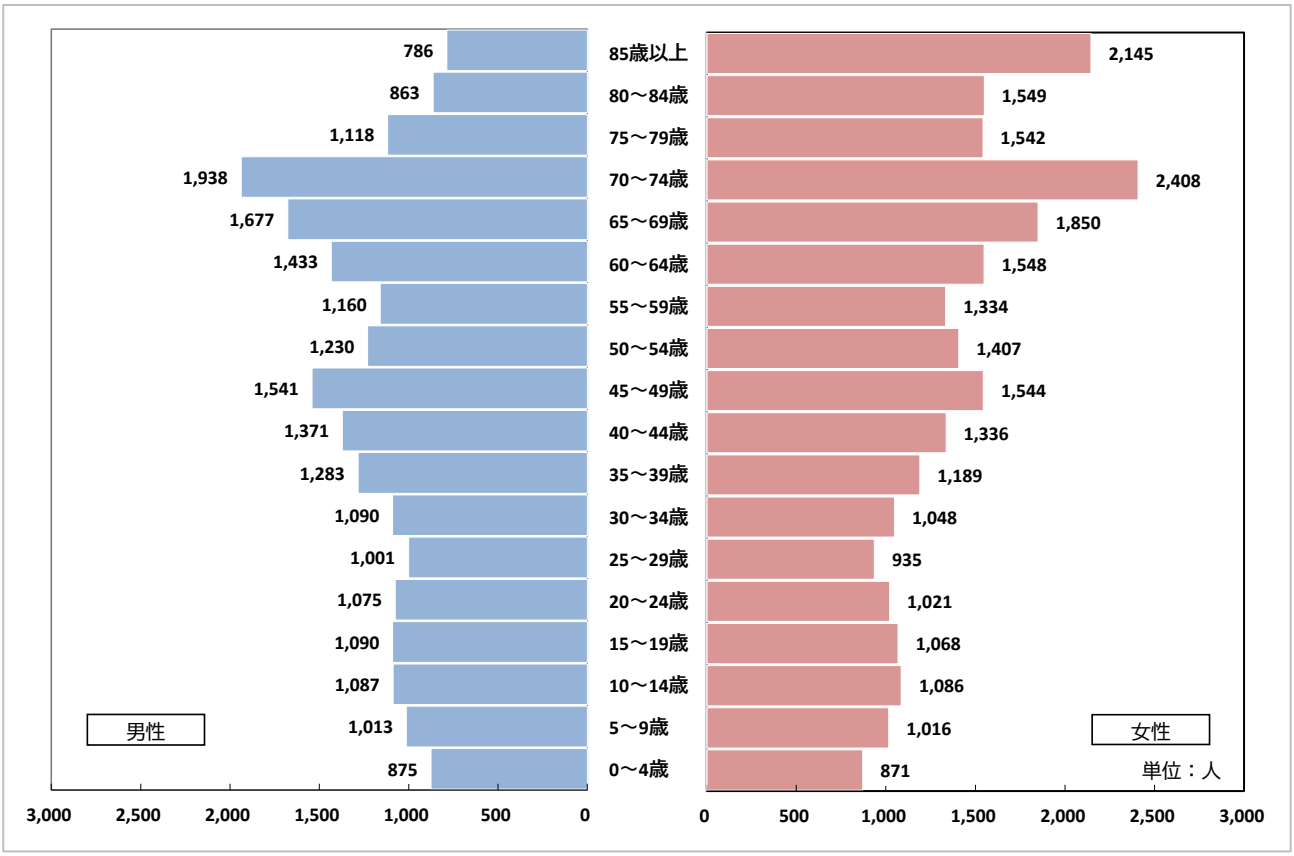

資料：田川市（市民課）統計データ　令和 3 年 4 月 1 日現在

（2）世帯の推移

世帯の状況は、平成 21 年の 23,993 世帯から令和 3 年の 24,154 世帯と年ごとの増減はあるものの増加しています。

1世帯あたりの人員については、平成 21 年の 2.15 人から令和 3 年の 1. 93 人と減少傾向で推移しており、高齢者世帯を中心に核家族化が進行していることが伺えます。

【世帯数の推移】

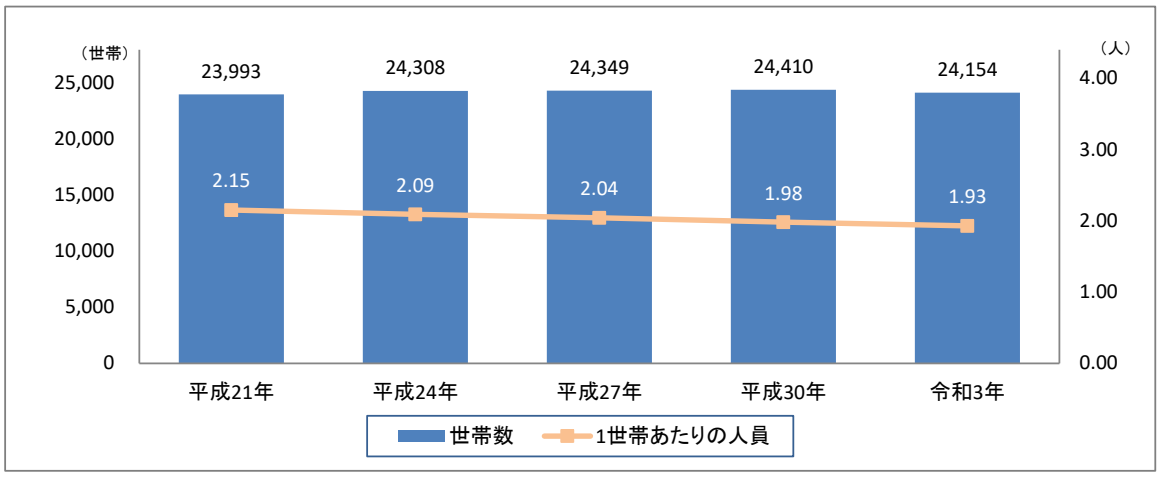

資料：田川市（市民課）統計データ　各年 4 月 1 日現在

2 高齢者の現状

(1)高齢化率の状況

本市の高齢化率は上昇傾向にあり、令和 3 年には 34.1%となっており、高止まりしている状況です。

また、国や福岡県の高齢化率と比較して、かなり高い水準で推移しています。

【高齢化率の推移(国・福岡県・田川市)】

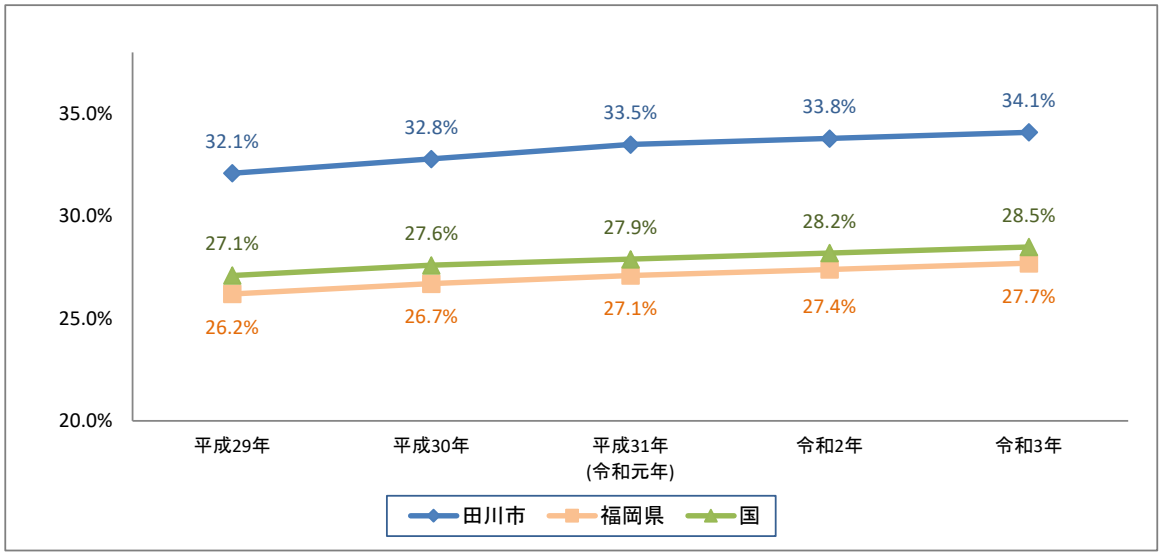

資料:国:総務省統計局「人口推計」 福岡県:「福岡県高齢者福祉基礎調査」
田川市:田川市(市民課)統計データ 各年4月1日現在

(2)高齢者世帯数の推移

高齢者の属する世帯は令和 2 年まで増加傾向で推移していましたが、その後若干減少し、令和 3 年4月では「高齢者単身世帯」6,629 世帯、「高齢者夫婦世帯」3,113世帯、「その他の高齢者世帯」2,333 世帯となっています。

高齢者のいる世帯は全体の半数を占め、うち「高齢者単身世帯」は5割を超えています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

単位:世帯

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
全世帯数	24,501	24,410	24,437	24,348	24,157
高齢者のいる世帯	11,938	12,014	12,119	12,120	12,075
構成比	48.7%	49.2%	49.6%	49.8%	50.0%
高齢者単身世帯	6,197	6,333	6,501	6,589	6,629
構成比	25.3%	25.9%	26.6%	27.1%	27.4%
高齢者夫婦世帯	3,180	3,141	3,151	3,114	3,113
構成比	13.0%	12.9%	12.9%	12.8%	12.9%
その他高齢者世帯	2,561	2,540	2,467	2,417	2,333
構成比	10.5%	10.4%	10.1%	9.9%	9.7%

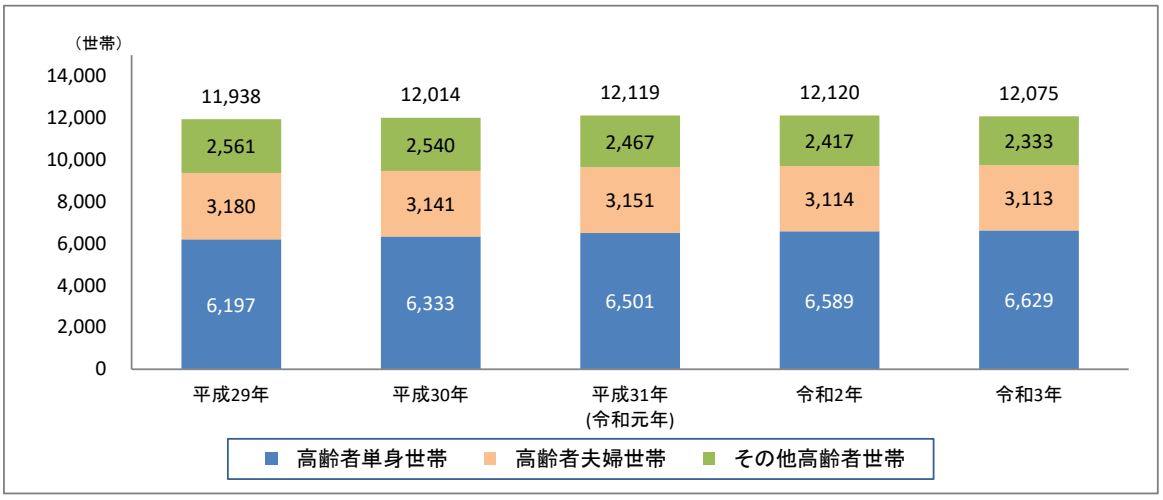

資料:田川市(市民課)統計データ 各年 4 月 1 日現在

「高齢者単身世帯」…65歳以上の一人暮らしの世帯(①)
「高齢者夫婦世帯」…高齢者夫婦のみの世帯(②)
「その他の高齢者世帯」…①②以外の世帯で65歳以上の高齢者がいる世帯(③)
「高齢者のいる世帯」…①②③を合わせた世帯

（3）要介護等の認定者数及び認定率の推移

要介護等認定者数は、年ごとの増減はあるものの減少傾向にあり、令和 3 年には3, 561 人となっています。

要介護等認定率も減少傾向にあり、令和３年では 22.4%となっています。しかし、国や福岡県の認定率と比較して、かなり高い水準で推移しています。

要介護度状態区分別にみると、「要支援1」及び「要支援2」の割合が高く、全体の4割近くを占めています。

【認定者数及び認定率の推移（田川市）】

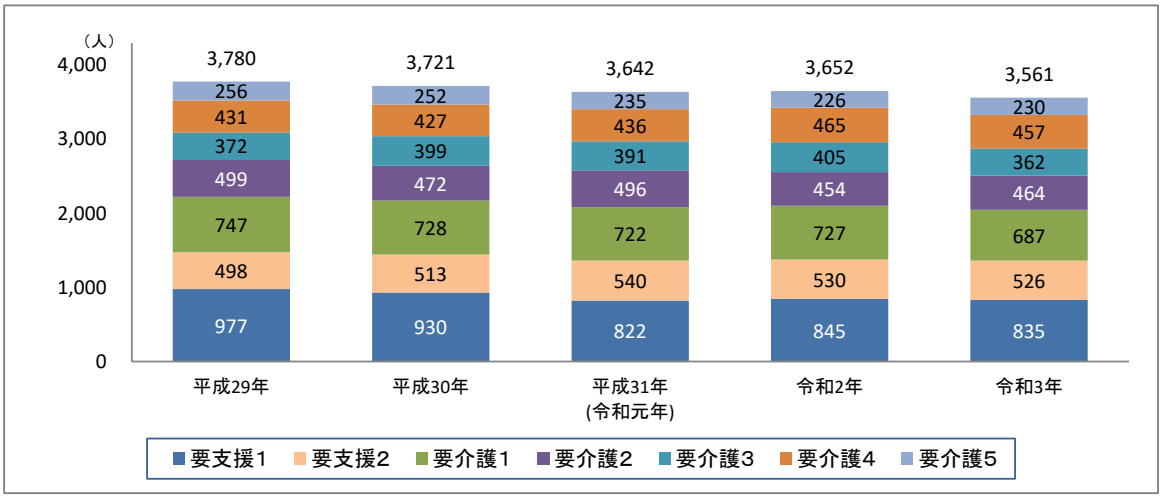

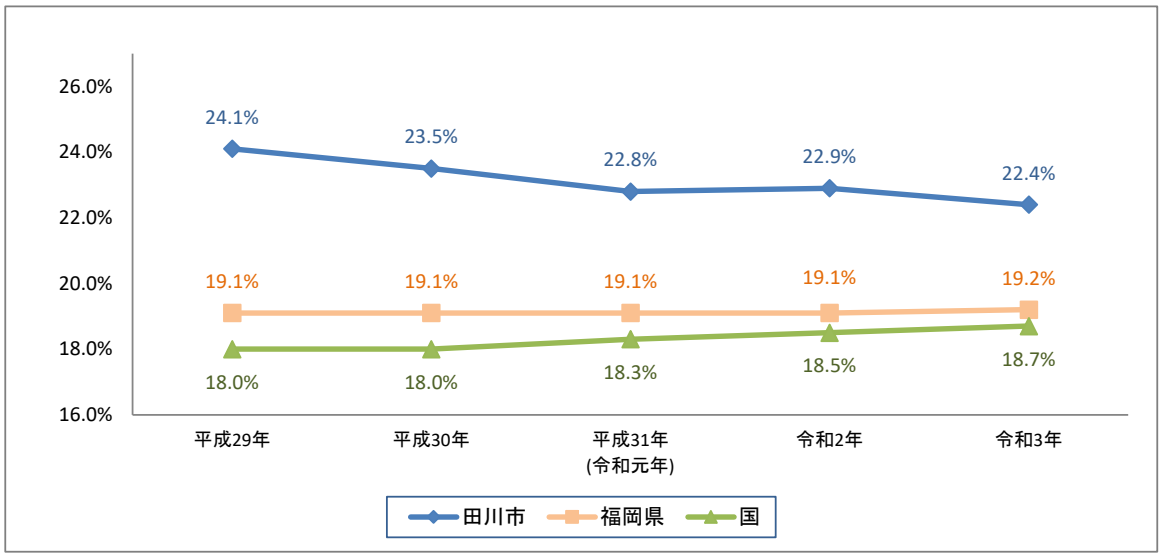

資料：国及び福岡県：厚生労働省「介護保険事業報告」
田川市：福岡県介護保険広域連合提供データ　各年３月 31 日現在

3 子どもの現状

(1)出生数及び出生率の推移

出生数は、年ごとの増減はあるものの減少しており、令和 2 年には 338 人となっています。
出生率も、年ごとの増減はあるものの減少しており、ほとんどの年で福岡県を下回っています。

【出生数・出生率の推移】

単位:人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
田川市	出生数	429	362	366	315	338
	出生率	8.7%	7.4%	7.6%	6.6%	7.2%
福岡県	出生数	44,603	43,909	42,587	40,302	39,532
	出生率	8.7%	8.6%	8.3%	7.9%	7.7%

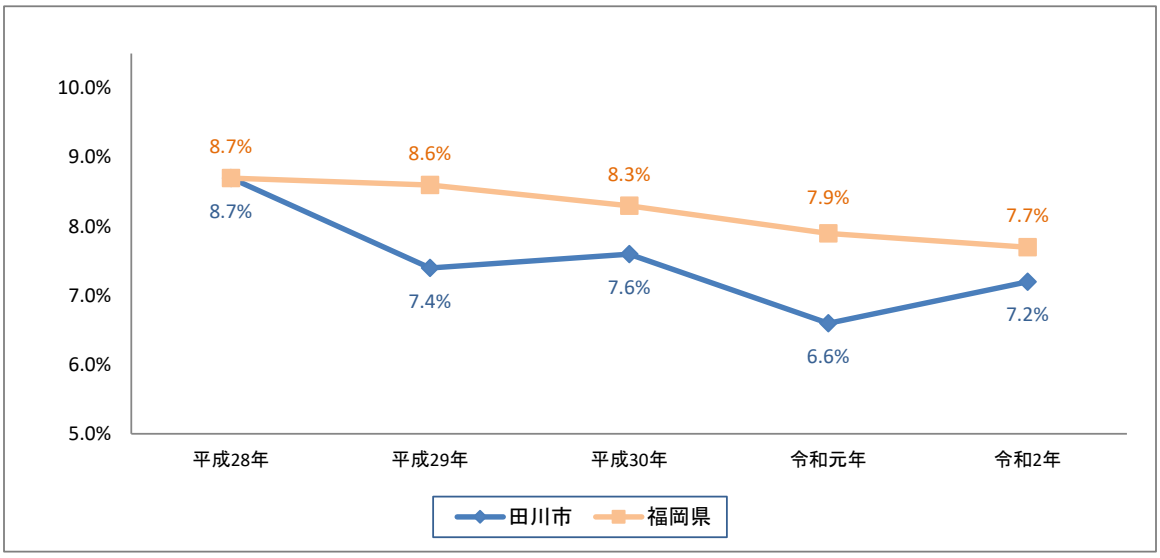

資料:福岡県保健統計年鑑

「出生率」…人口千人対比

（2）児童数の推移

児童数は、年々減少傾向にあり、令和３年には 4,604 人となっています。

【児童数の推移】

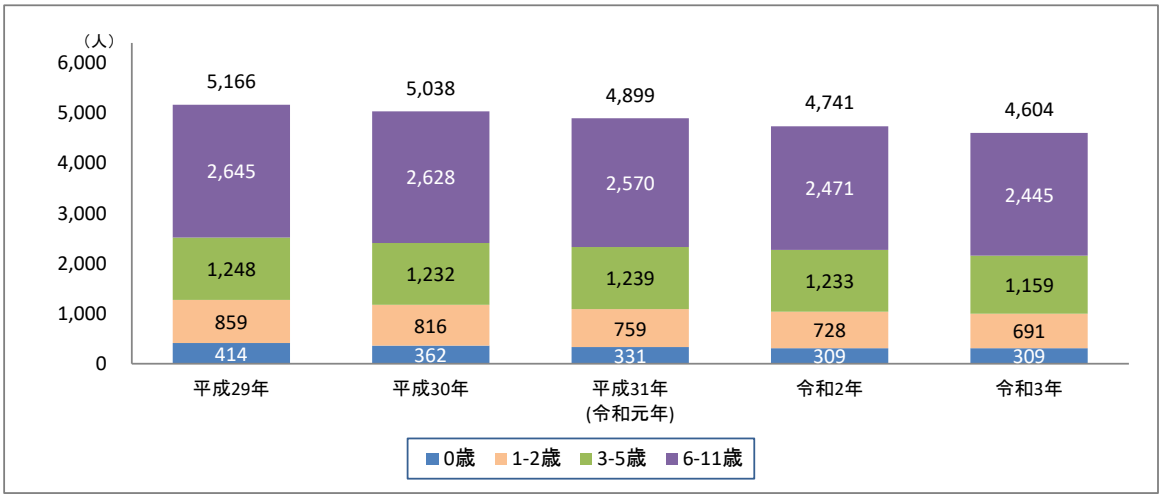

資料：田川市　各年４月１日現在

(3)母子・父子世帯数の推移

母子世帯数は平成27年から令和2年にかけて13世帯減少しましたが、父子世帯数は変化がありませんでした。

母子世帯数、父子世帯数ともに一般世帯数に占める割合は、福岡県の値と比較するとやや高い傾向にあります。

【母子・父子世帯数の推移】

		世帯数(戸)		構成比(%)	
		平成 27 年	令和 2 年	平成 27 年	令和 2 年
田川市	母子世帯数	675	662	3.2%	3.2%
	父子世帯数	62	62	0.3%	0.3%
	一般世帯数計	20,876	20,588	100.0%	100.0%
福岡県	母子世帯数	40,071	35,804	1.8%	1.5%
	父子世帯数	3,646	3,280	0.2%	0.1%
	一般世帯数計	2,196,617	2,323,325	100.0%	100.0%

【令和2年における母子・父子世帯割合】

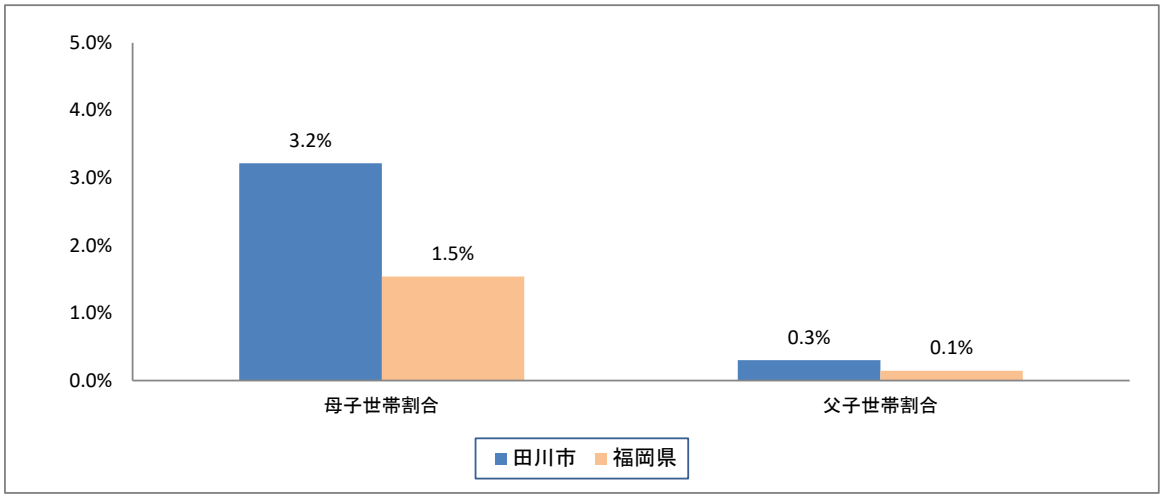

資料:国勢調査

4 障がい者の現状

(1)障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は、令和3年4月1日現在で3，984 人となっており、総人口に占める割合は8.6%となっています。

障害者手帳種別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向で推移しています。

障害者手帳所持者の総人口に占める割合を、国及び福岡県の値と比較すると高い傾向にあります。

【障害者手帳所持者の数】

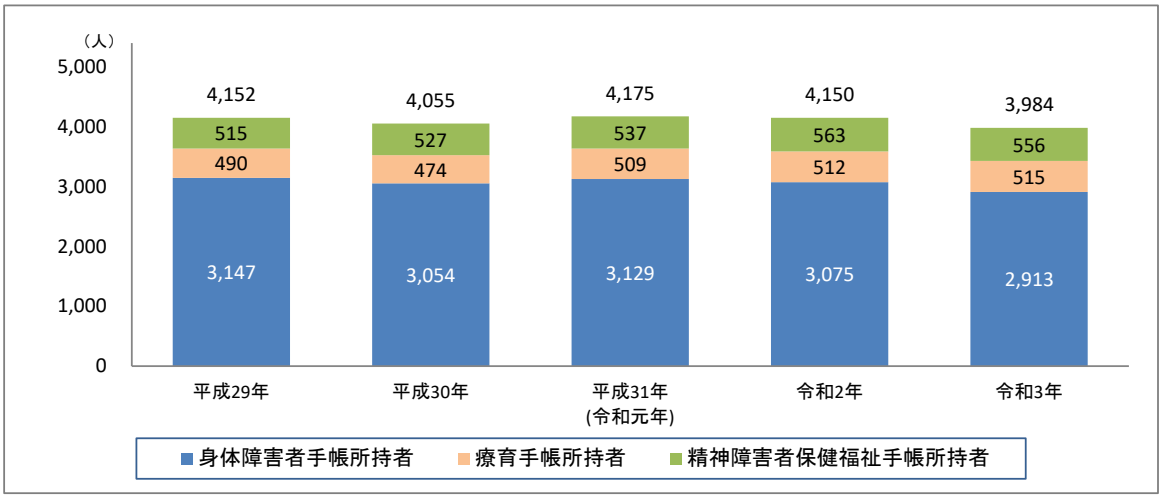

【障害者手帳所持者の総人口に占める割合】

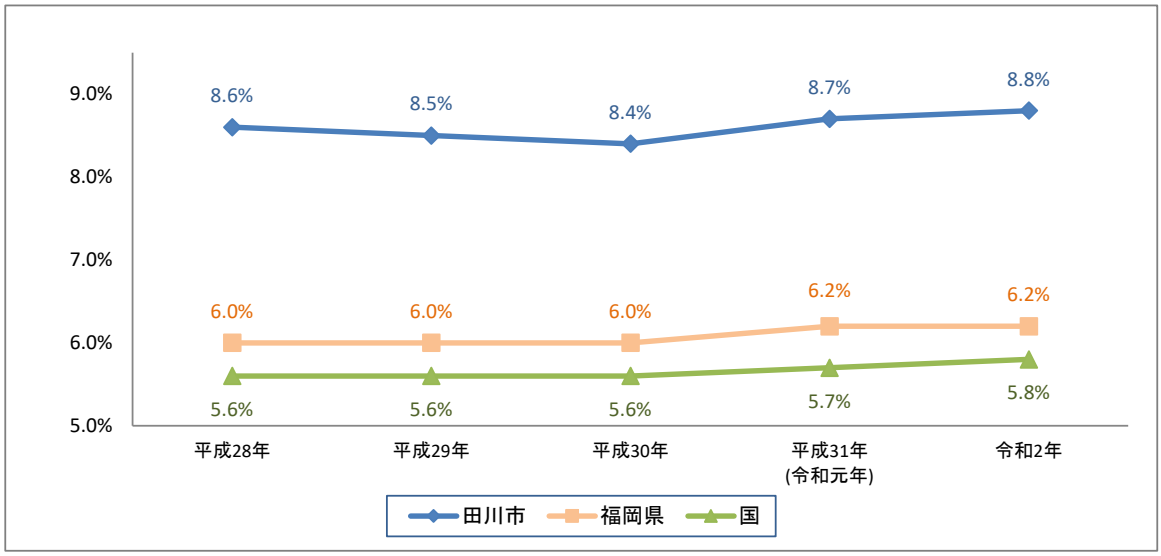

資料:田川市　各年４月１日現在

5 生活困窮者の現状

(1)生活保護率の推移

生活保護率は、年々減少傾向にあり、令和 2 年度には 56.5‰となっています。
しかし、国や福岡県の生活保護率と比較して、2倍以上の高い水準で推移しています。

【生活保護率の推移】

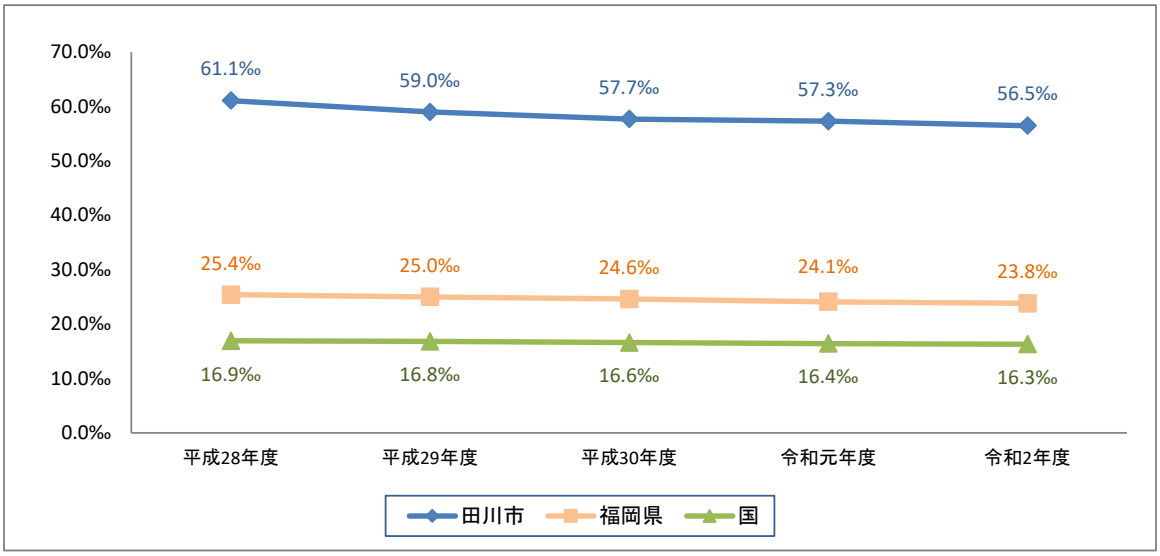

資料:国:「厚生労働白書」「福岡県生活保護速報」
福岡県:「福岡県生活保護速報」
田川市:田川市統計データ

※ 各年度1か月平均
※ 福岡県の保護率は、政令市(福岡市・北九州市)及び中核市(久留米市)を除く数値
※ ‰(パーミル)は千分率 例:5‰は 1,000 人に 5 人が該当

(2)生活困窮または生活困窮に陥る可能性がある世帯

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者」を現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義しています。しかし、生活困窮者数を推計する方法は、現在確立されていません。

本市では、非課税世帯が生活困窮世帯である可能性が高いと考えています。

第3章　アンケート調査から見た田川市の現状

第３章　アンケート調査から見た田川市の現状

１　調査概要

①調査の目的

本調査は、「田川市地域福祉計画（第2次）」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

②調査対象者

田川市にお住まいの 18 歳以上の方

③調査方法

配布：郵送
回収：郵送及びインターネット回答

④調査期間

令和3年7月1日～令和3年7月31日

⑤回収状況

調査対象者数	調査対象者	有効回答数	有効回答率
田川市の地域福祉に関する市民アンケート調査	1,000	364	36.4%

※調査対象者は 1,000 人を無作為に抽出しました。

⑥集計上の注意

○　端数処理の関係上、構成比（%）の計が 100%とならないことがあります。
○　図表の構成比（%）は小数第 2 位以下を四捨五入したものです。
○　複数回答の設問は、すべての構成比（%）を合計すると 100%を超える場合があります。
○　図表中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

2 アンケート調査結果

①ご近所づきあいについて

【地域の範囲】

あなたの考える地域の範囲では、「区の範囲」が 40.7%で最も多く、次いで「組の範囲」34.1%、「中学校区の範囲」16.5%の順となっています。

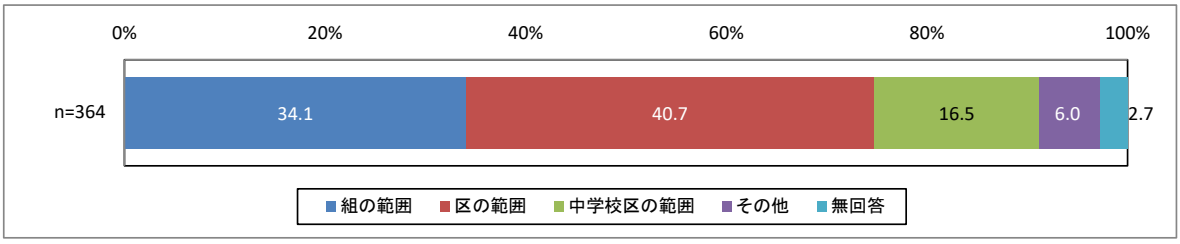

地域の範囲を年齢別でみると、「18～29 歳」は「中学校の範囲」、「30～49 歳」、「50～64歳」、「65～74歳」は「区の範囲」、「75歳以上」は「組の範囲」が最も多くなっています。

属性	区分	全体	組の範囲	区の範囲	中学校区の範囲	その他	無回答
年齢	18～29歳	100.0	21.4	32.1	42.9	0.0	3.6
		28	6	9	12	0	1
	30～49歳	100.0	25.3	45.8	20.5	8.4	0.0
		83	21	38	17	7	0
	50～64歳	100.0	27.4	42.9	21.4	6.0	2.4
		84	23	36	18	5	2
	65～74歳	100.0	35.2	48.4	11.0	5.5	0.0
		91	32	44	10	5	0
	75歳以上	100.0	53.7	28.4	4.5	7.5	6.0
		67	36	19	3	5	4
	無回答	100.0	54.5	18.2	0.0	0.0	27.3
		11	6	2	0	0	3

【ご近所づきあいに関して】

ご近所づきあいの程度では、「立ち話のできる人がいる」が 33.5%で最も多く、次いで「あいさつを交わす程度の人がいる」26.4%、「なにか困ったときは助け合えるような親しい人がいる」18.7%の順となっています。

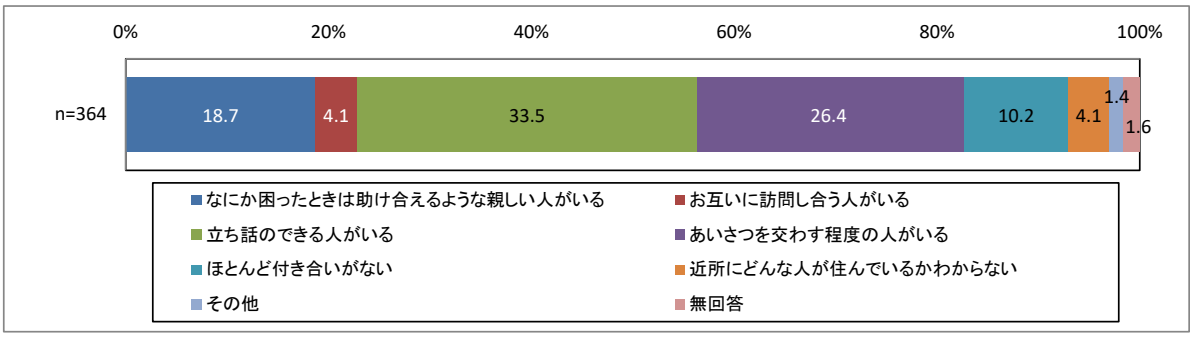

ご近所づきあいの程度を年齢別でみると、「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」では年齢が高くなるほど多くなっており、「あいさつを交わす程度の人がいる」、「ほとんど付き合いがない」では年齢が低くなるほど多くなるなど、年齢が低い方の近所付き合いの希薄化が見られます。

属性	区分	全体	なにか困ったときは助け合えるような親しい人がいる	お互いに訪問し合う人がいる	立ち話のできる人がいる	あいさつを交わす程度の人がいる	ほとんど付き合いがない	近所にどんな人が住んでいるかわからない	その他	無回答
年齢	18～29歳	100.0	3.6	0.0	21.4	42.9	25.0	7.1	0.0	0.0
		28	1	0	6	12	7	2	0	0
	30～49歳	100.0	9.6	1.2	26.5	34.9	18.1	6.0	3.6	0.0
		83	8	1	22	29	15	5	3	0
	50～64歳	100.0	13.1	1.2	42.9	26.2	9.5	6.0	0.0	1.2
		84	11	1	36	22	8	5	0	1
	65～74歳	100.0	25.3	6.6	37.4	20.9	4.4	3.3	1.1	1.1
		91	23	6	34	19	4	3	1	1
	75歳以上	100.0	31.3	9.0	32.8	19.4	4.5	0.0	1.5	1.5
		67	21	6	22	13	3	0	1	1
	無回答	100.0	36.4	9.1	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0	27.3
		11	4	1	2	1	0	0	0	3

ご近所づきあいを広げたいかでは、「今までのままでよい」が 84.6%で最も多く、次いで「もっと広げたい」12.9%、「もっと狭くしたい」0.8%の順となっています。

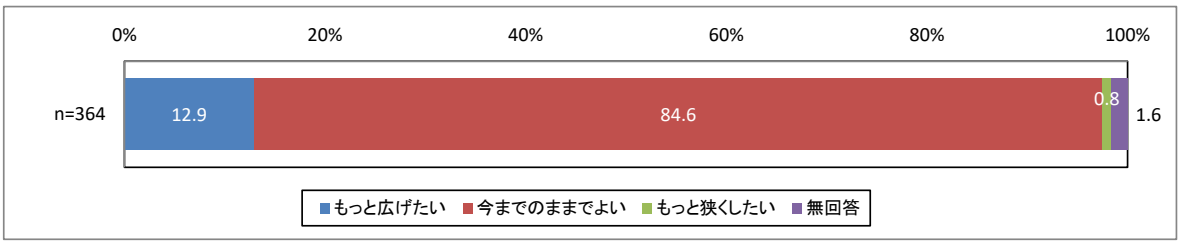

【ご近所づきあいで大切なこと】(複数回答)

ご近所づきあいで今後大切になることでは、「日常のあいさつなどによる、人と人のふれあい」が 55.5%で最も多く、次いで「防災活動や災害のときの助け合い」29.1%、「高齢者・障がい者・子どもの見守りなどの支援」26.4%の順となっています。

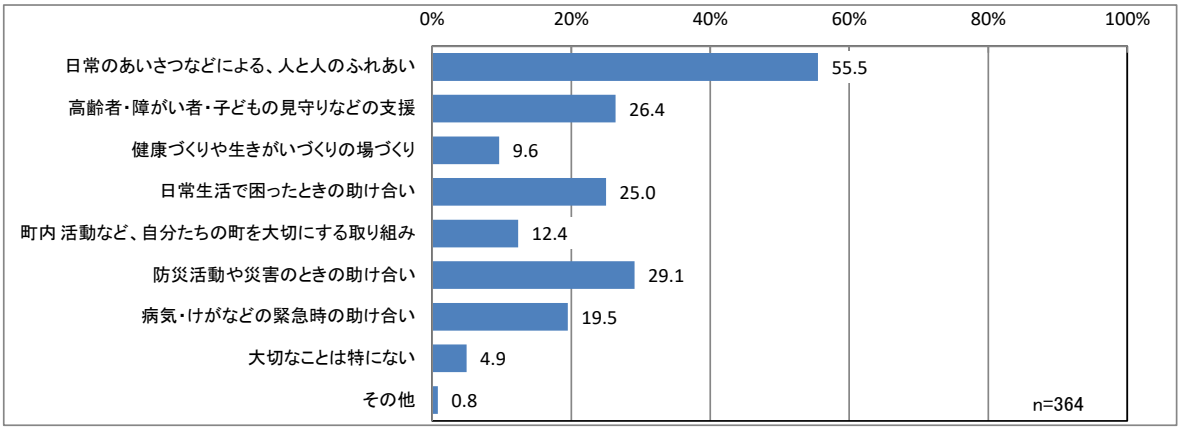

【地域での話し合いの場及び参加の有無】

地域での話し合いの場及び参加の有無では、「話し合いの場や機会があり、参加している」が29.9%で最も多く、次いで「話し合いの場や機会があるかどうかわからない」28.8%、「話し合いの場や機会がない」18.1%の順となっています。

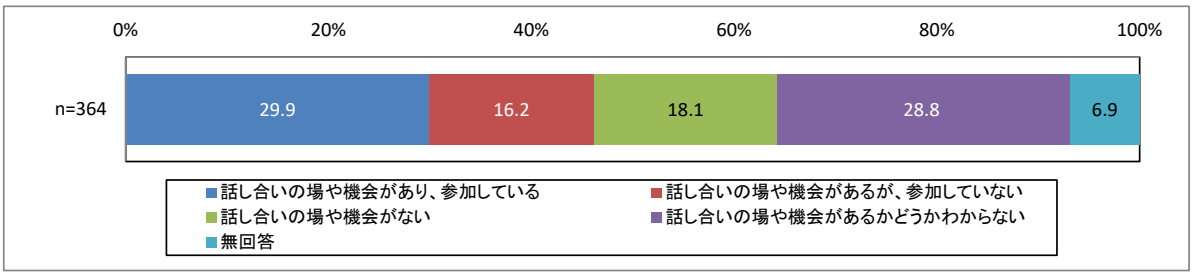

地域での話し合いの場及び参加の有無を住まいの状況でみると、「話し合いの場や機会があり、参加している」「話し合いの場や機会があるが、参加していない」で「一戸建て」が多く、「話し合いの場や機会がない」「話し合いの場や機会があるかどうかわからない」では「集合住宅」が多くなっています。

属性	区分	全体	話し合いの場や機会があり、参加している	話し合いの場や機会があるが、参加していない	話し合いの場や機会がない	話し合いの場や機会があるかどうかわからない	無回答
住まいの状況	一戸建て	100.0	38.0	20.1	16.7	23.5	1.7
		234	89	47	39	55	4
	集合住宅(アパート・マンションなど)	100.0	18.2	9.1	26.1	44.3	2.3
		88	16	8	23	39	2
	その他	100.0	20.0	10.0	10.0	40.0	20.0
		10	2	1	1	4	2
	無回答	100.0	6.3	9.4	9.4	21.9	53.1
		32	2	3	3	7	17

【行政区の加入に関して】

行政区の加入に関しては、「加入した方が良い」が 64.3%、「加入しない方が良い」が27.2%となっています。

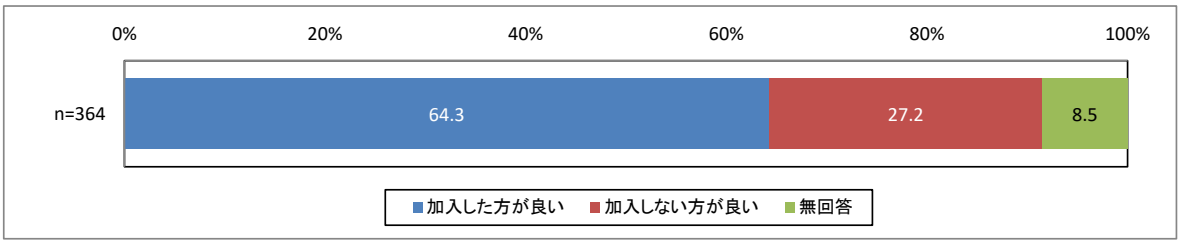

行政区に加入した方が良いと回答した方に聞いた理由では、「ごみ収集場所の使用や、地域の美化活動に参加したいから」が 31.2%で最も多く、次いで「災害が起きたときに助け合うため」20.1%、「「広報たがわ」の配布など、地域の情報を得たいから」17.9%の順となっています。

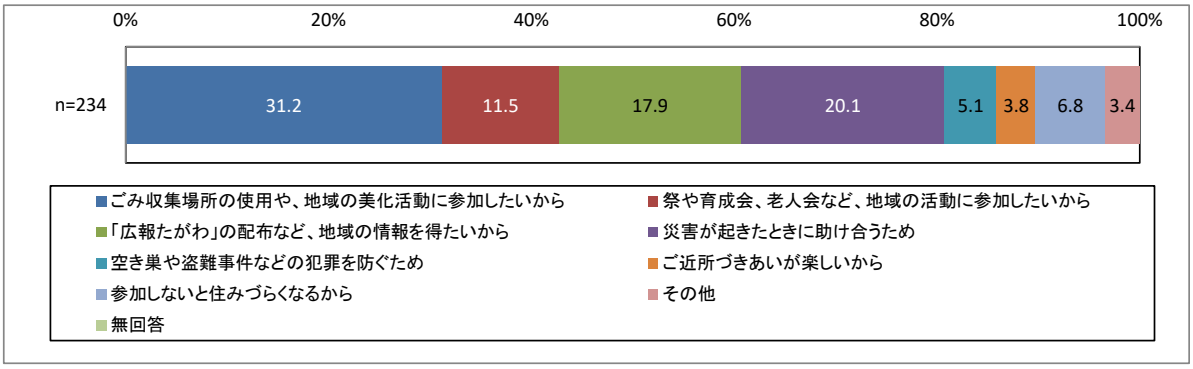

行政区に加入しない方が良いと回答した方に聞いた理由では、「役員になりたくないから」が26.3%で最も多く、次いで「他にやることがあって忙しいから」22.2%、「ご近所づきあいが面倒だから」20.2%の順となっています。

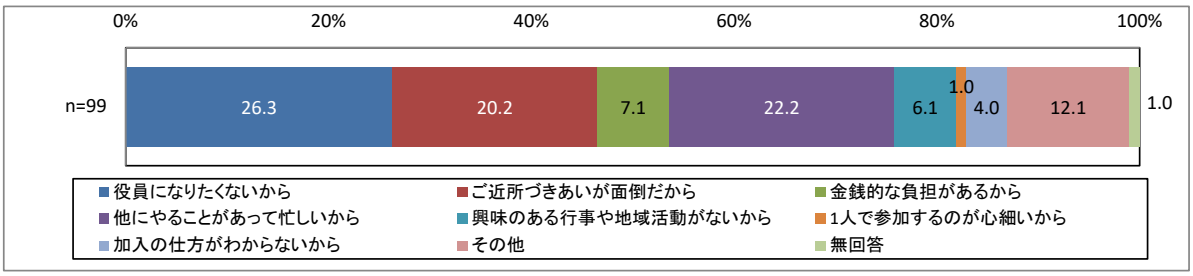

②日常生活支援体制について

【普段生活する中での悩みや不安】（複数回答）

普段生活する中で、感じている悩みや不安では、「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」が 39.8%で最も多く、次いで「特に悩みや不安は感じていない」35.7%、「経済的に生活できるか不安である」33.0%の順となっています。

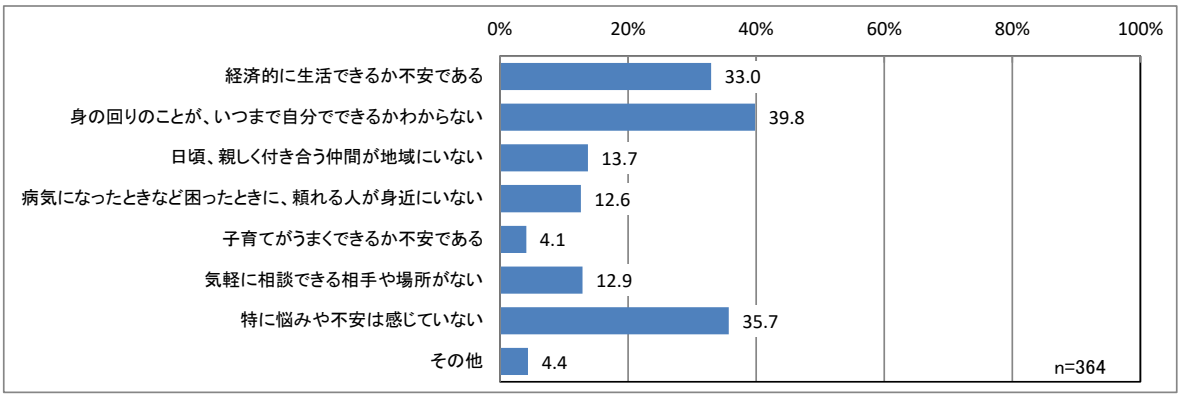

普段生活する中での悩みや不安を年齢別でみると、「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」で「65～74歳」と「75 歳以上」の高齢者が多くなっています

属性	区分	全体	経済的に生活できるか不安である	身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない	日頃、親しく付き合う仲間が地域にいない	病気になったときなど困ったときに、頼れる人が身近にいない	子育てがうまくできるか不安である	気軽に相談できる相手や場所がない	特に悩みや不安は感じていない	その他
年齢	18～29歳	100.0	39.3	7.1	28.6	17.9	14.3	28.6	35.7	0.0
		28	11	2	8	5	4	8	10	0
	30～49歳	100.0	32.5	9.6	9.6	9.6	12.0	15.7	50.6	3.6
		83	27	8	8	8	10	13	42	3
	50～64歳	100.0	28.6	35.7	16.7	14.3	0.0	13.1	40.5	6.0
		84	24	30	14	12	0	11	34	5
	65～74歳	100.0	38.5	53.8	9.9	7.7	1.1	7.7	28.6	4.4
		91	35	49	9	7	1	7	26	4
	75歳以上	100.0	29.9	74.6	14.9	16.4	0.0	11.9	25.4	6.0
		67	20	50	10	11	0	8	17	4
	無回答	100.0	27.3	54.5	9.1	27.3	0.0	0.0	9.1	0.0
		11	3	6	1	3	0	0	1	0

【悩みや不安の相談相手】(複数回答)

日常生活での悩みや不安の相談相手では、「家族」が 80.5%で最も多く、次いで「友人・知人」47.0%、「市役所・地域包括支援センター」24.5%の順となっています。

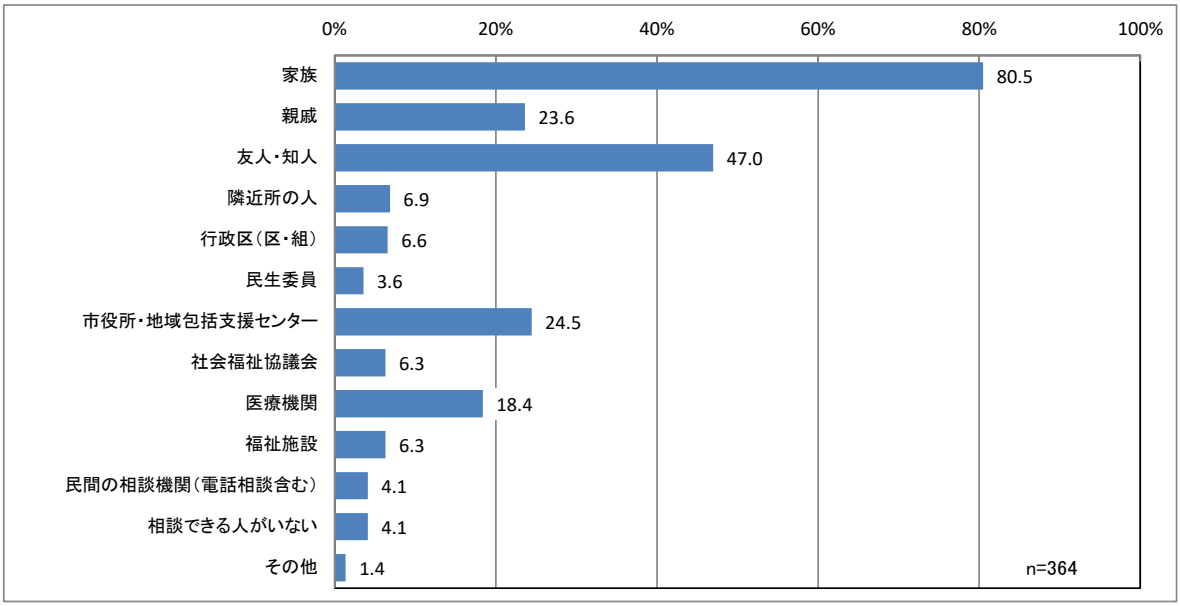

日常生活での悩みや不安の相談相手を年齢別でみると、全ての年代において「家族」の割合が最も多くなっています

属性	区分	全体	家族	親戚	友人・知人	隣近所の人	行政区(区・組)	民生委員	市役所・地域包括支援センター	社会福祉協議会	医療機関	福祉施設	民間の相談機関(電話相談含む)	相談できる人がいない。	その他
年齢	18～29歳	100.0	85.7	32.1	67.9	3.6	3.6	0.0	25.0	10.7	32.1	3.6	3.6	10.7	0.0
		28	24	9	19	1	1	0	7	3	9	1	1	3	0
	30～49歳	100.0	85.5	10.8	63.9	3.6	4.8	1.2	21.7	7.2	15.7	12.0	3.6	3.6	3.6
		83	71	9	53	3	4	1	18	6	13	10	3	3	3
	50～64歳	100.0	79.8	17.9	46.4	2.4	3.6	1.2	21.4	2.4	14.3	1.2	6.0	8.3	0.0
		84	67	15	39	2	3	1	18	2	12	1	5	7	0
	65～74歳	100.0	82.4	34.1	44.0	11.0	13.2	6.6	23.1	5.5	19.8	5.5	2.2	0.0	1.1
		91	75	31	40	10	12	6	21	5	18	5	2	0	1
	75歳以上	100.0	76.1	32.8	23.9	9.0	4.5	7.5	34.3	10.4	19.4	9.0	6.0	3.0	1.5
		67	51	22	16	6	3	5	23	7	13	6	4	2	1
	無回答	100.0	45.5	0.0	36.4	27.3	9.1	0.0	18.2	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
		11	5	0	4	3	1	0	2	0	2	0	0	0	0

【日常生活でこまったとき、地域でしてほしいこと】(複数回答)

日常生活でこまったとき、地域でしてほしいことでは、「災害時や急病などの緊急時の対応」が 70.6%で最も多く、次いで「安否確認の声かけ」27.7%、「外出(通院など)の介助」11.0%の順となっています。

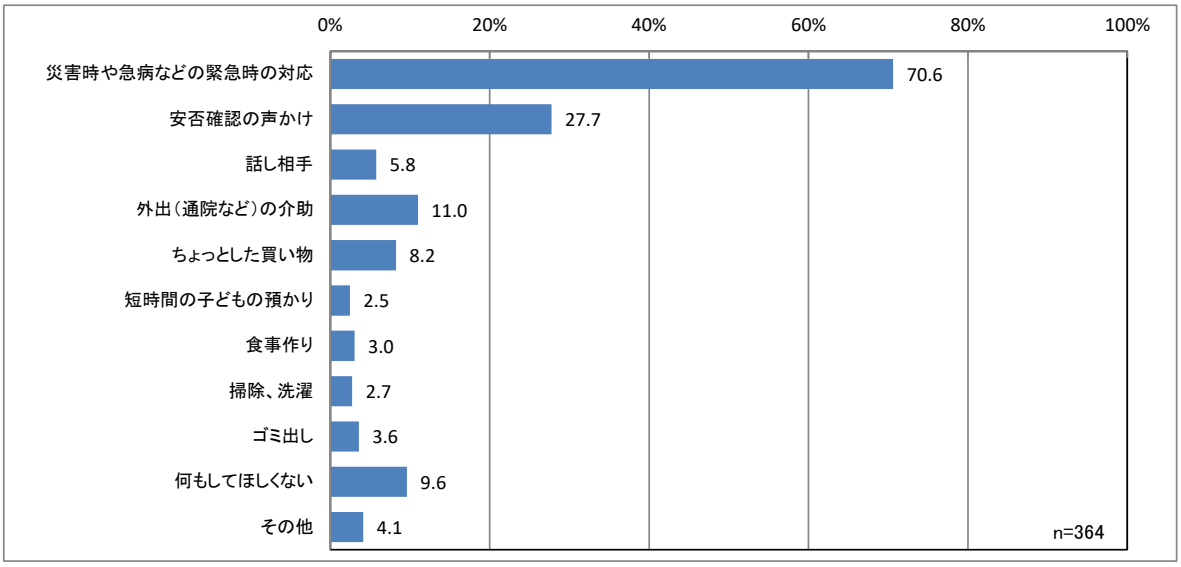

日常生活でこまったとき、地域でしてほしいことを年齢別でみると、全ての年代において「災害時や急病などの緊急時の対応」の割合が最も多くなっています

属性	区分	全体	災害時や急病などの緊急時の対応	安否確認の声かけ	話し相手	外出(通院など)の介助	ちょっとした買い物	短時間の子どもの預かり	食事作り	掃除、洗濯	ゴミ出し	何もしてほしくない	その他
年齢	18～29歳	100.0	75.0	21.4	7.1	3.6	3.6	14.3	7.1	3.6	0.0	10.7	7.1
		28	21	6	2	1	1	4	2	1	0	3	2
	30～49歳	100.0	79.5	32.5	6.0	6.0	4.8	6.0	2.4	1.2	1.2	9.6	3.6
		83	66	27	5	5	4	5	2	1	1	8	3
	50～64歳	100.0	65.5	25.0	6.0	10.7	9.5	0.0	0.0	1.2	4.8	15.5	2.4
		84	55	21	5	9	8	0	0	1	4	13	2
	65～74歳	100.0	76.9	29.7	3.3	9.9	6.6	0.0	4.4	2.2	3.3	6.6	6.6
		91	70	27	3	9	6	0	4	2	3	6	6
	75歳以上	100.0	59.7	26.9	7.5	22.4	14.9	0.0	4.5	7.5	6.0	7.5	3.0
		67	40	18	5	15	10	0	3	5	4	5	2
	無回答	100.0	45.5	18.2	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
		11	5	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0

【地域で困っている方にできること】(複数回答)

地域で困っている方にあなたができることでは、「災害時や急病などの緊急時の対応」が49.5%で最も多く、次いで「安否確認の声かけ」49.2%、「話し相手」23.4%の順となっています。

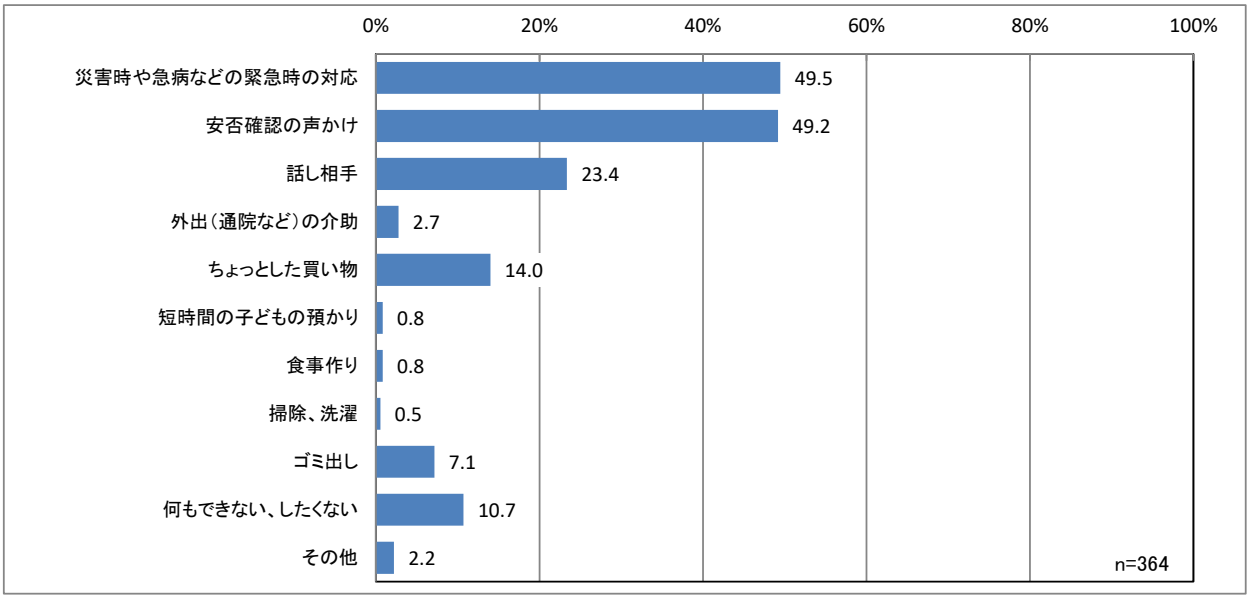

地域で困っている方にあなたができることを年齢別でみると、「75歳以上」において「災害時や急病などの緊急時の対応」「安否確認の声かけ」の割合が他の年代より少なくなっています。

属性	区分	全体	災害時や急病などの緊急時の対応	安否確認の声かけ	話し相手	外出(通院など)の介助	ちょっとした買い物	短時間の子どもの預かり	食事作り	掃除、洗濯	ゴミ出し	何もできない。したくない。	その他
年齢	18～29歳	100.0	53.6	46.4	32.1	3.6	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	17.9	0.0
		28	15	13	9	1	2	0	0	0	2	5	0
	30～49歳	100.0	55.4	57.8	27.7	3.6	16.9	0.0	0.0	0.0	6.0	7.2	1.2
		83	46	48	23	3	14	0	0	0	5	6	1
	50～64歳	100.0	57.1	50.0	19.0	2.4	17.9	2.4	1.2	0.0	7.1	11.9	2.4
		84	48	42	16	2	15	2	1	0	6	10	2
	65～74歳	100.0	50.5	54.9	17.6	3.3	16.5	0.0	0.0	1.1	7.7	9.9	1.1
		91	46	50	16	3	15	0	0	1	7	9	1
	75歳以上	100.0	28.4	35.8	28.4	1.5	7.5	1.5	3.0	1.5	7.5	13.4	6.0
		67	19	24	19	1	5	1	2	1	5	9	4
	無回答	100.0	54.5	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
		11	6	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0

③ボランティア活動について

【ボランティア活動の参加の有無】

ボランティア活動の参加の有無では、「参加したことがない」が 62.9%で最も多く、次いで「参加したことがある」28.0%、「参加している」7.1%の順となっています。

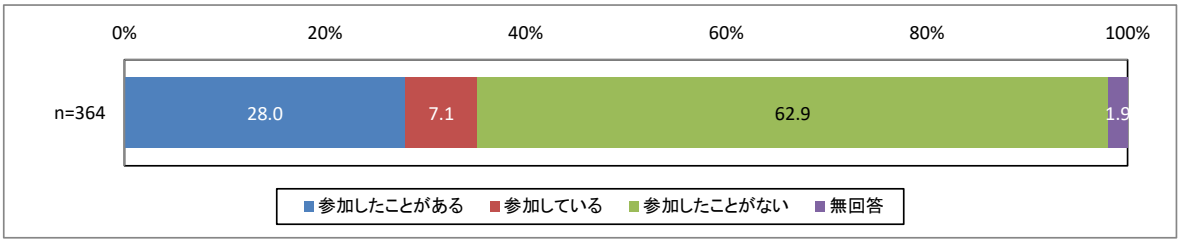

ボランティア活動の参加の有無を年齢別でみると、「参加したことがある」は「18～29歳」が、「参加している」は「65～74歳」が最も多くなっています。

属性	区分	全体	参加したことがある	参加している	参加したことがない	無回答
年齢	18～29歳	100.0	35.7	7.1	57.1	0.0
		28	10	2	16	0
	30～49歳	100.0	28.9	2.4	68.7	0.0
		83	24	2	57	0
	50～64歳	100.0	33.3	8.3	58.3	0.0
		84	28	7	49	0
	65～74歳	100.0	27.5	8.8	61.5	2.2
		91	25	8	56	2
	75歳以上	100.0	22.4	7.5	67.2	3.0
		67	15	5	45	2
	無回答	100.0	0.0	18.2	54.5	27.3
		11	0	2	6	3

【ボランティア活動の参加の意向】

ボランティア活動に参加したことがない方の今後の参加の意向では、「したい」が 29.7%、「したいと思わない」が 57.2%となっています。

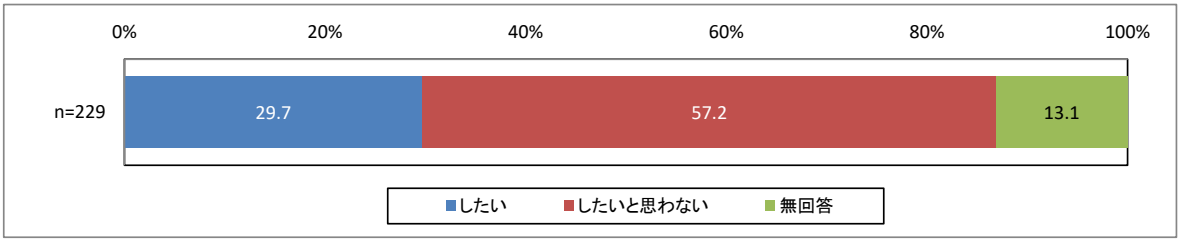

【ボランティア活動活性化のために市が取り組むべきこと】(複数回答)

ボランティア活動活性化のために市が取り組むべきことでは、「気軽に参加できる体制整備」が 44.8%で最も多く、次いで「ボランティア活動情報の提供(広報紙など)」39.3%、「ボランティア活動の重要性の意識啓発」24.7%の順となっています。

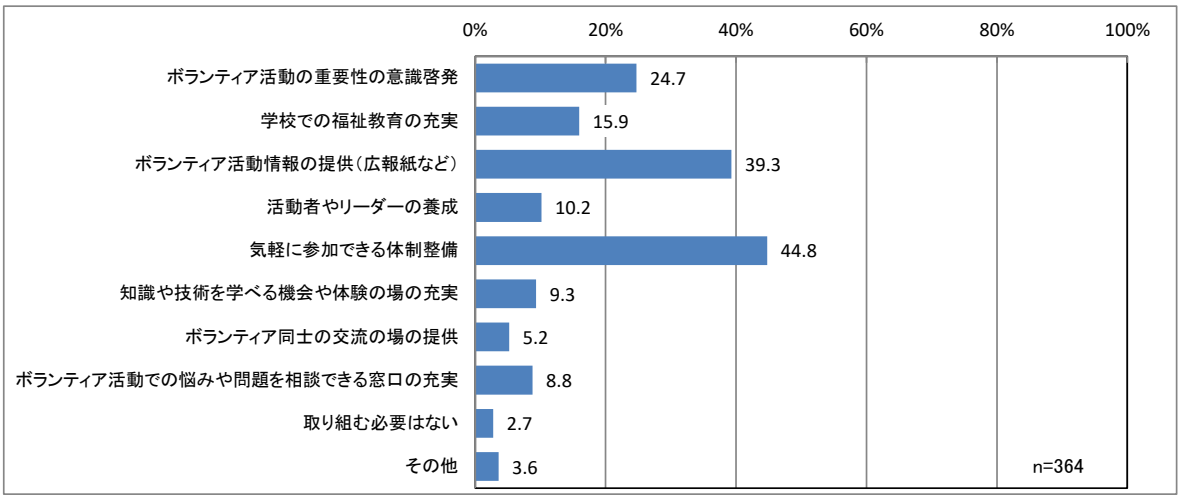

ボランティア活動活性化のために市が取り組むべきことを年齢別でみると、30～49 歳を除く全ての年代において「気軽に参加できる体制整備」の割合が最も多くなっています。

属性	区分	全体	ボランティア活動の重要性の意識啓発	学校での福祉教育の充実	ボランティア活動情報の提供(広報紙など)	活動者やリーダーの養成	気軽に参加できる体制整備	知識や技術を学べる機会や体験の場の充実	ボランティア同士の交流の場の提供	ボランティア活動での悩みや問題を相談できる窓口の充実	取り組む必要はない	その他
年齢	18～29歳	100.0	21.4	17.9	39.3	7.1	60.7	10.7	3.6	3.6	7.1	3.6
		28	6	5	11	2	17	3	1	1	2	1
	30～49歳	100.0	20.5	19.3	48.2	7.2	47.0	8.4	8.4	4.8	3.6	3.6
		83	17	16	40	6	39	7	7	4	3	3
	50～64歳	100.0	29.8	22.6	38.1	14.3	39.3	9.5	3.6	9.5	1.2	4.8
		84	25	19	32	12	33	8	3	8	1	4
	65～74歳	100.0	29.7	13.2	40.7	11.0	50.5	9.9	3.3	11.0	3.3	2.2
		91	27	12	37	10	46	9	3	10	3	2
	75歳以上	100.0	20.9	9.0	29.9	9.0	38.8	9.0	7.5	13.4	1.5	4.5
		67	14	6	20	6	26	6	5	9	1	3
	無回答	100.0	9.1	0.0	27.3	9.1	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
		11	1	0	3	1	2	1	0	0	0	0

④福祉について

【福祉に関する情報の入手先】(複数回答)

福祉に関する情報の入手先では、「広報たがわ」が 62.4%で最も多く、次いで「田川市社協だより「ネットワーク」」15.4%、「市のホームページ」「新聞・雑誌・チラシ・パンフレット」12.1%の順となっています。

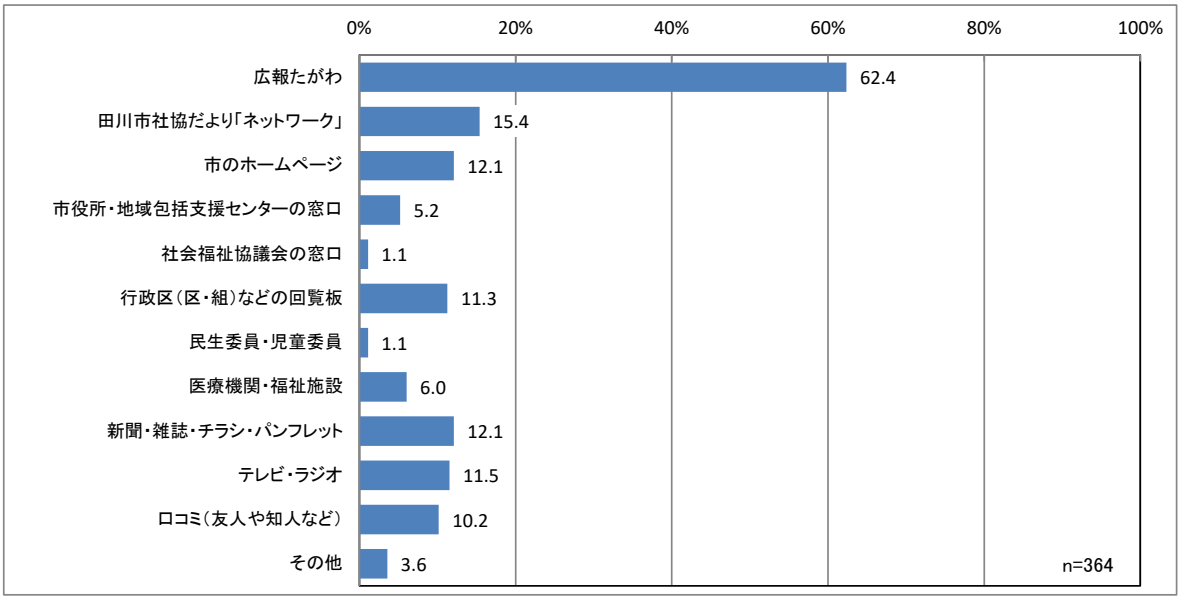

福祉に関する情報の入手先を年齢別でみると、「広報たがわ」が全ての年代で最も高くなっています。その他では、「50～64歳」、「65～74歳」の中高年層では「田川市社協だより「ネットワーク」」が、「18～29歳」、「30～49歳」の若年層では「市のホームページ」の割合が高くなっています。

属性	区分	全体	広報たがわ	田川市社協だより「ネットワーク」	市のホームページ	市役所・地域包括支援センターの窓口	社会福祉協議会の窓口	行政区(区・組)などの回覧板	民生委員・児童委員	医療機関・福祉施設	新聞・雑誌・チラシ・パンフレット	テレビ・ラジオ	口コミ(友人や知人など)	その他
年齢	18～29歳	100.0	57.1	3.6	32.1	3.6	0.0	7.1	0.0	3.6	17.9	21.4	14.3	0.0
		28	16	1	9	1	0	2	0	1	5	6	4	0
	30～49歳	100.0	51.8	8.4	18.1	3.6	0.0	4.8	1.2	9.6	6.0	13.3	10.8	4.8
		83	43	7	15	3	0	4	1	8	5	11	9	4
	50～64歳	100.0	66.7	22.6	15.5	3.6	1.2	6.0	1.2	2.4	15.5	9.5	10.7	7.1
		84	56	19	13	3	1	5	1	2	13	8	9	6
	65～74歳	100.0	73.6	19.8	5.5	2.2	1.1	20.9	0.0	7.7	13.2	9.9	8.8	2.2
		91	67	18	5	2	1	19	0	7	12	9	8	2
	75歳以上	100.0	61.2	10.4	1.5	13.4	3.0	16.4	1.5	6.0	11.9	7.5	9.0	0.0
		67	41	7	1	9	2	11	1	4	8	5	6	0
	無回答	100.0	36.4	36.4	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	27.3	9.1	9.1
		11	4	4	1	1	0	0	1	0	1	3	1	1

【福祉に関する考え方】

福祉に関する考え方では、「福祉に関する課題は、家族・地域住民・行政がともに協力し合って取り組むべきものだと思う」が 45.1%で最も多く、次いで「困ったことが起きたときは、家族や親類縁者で何とかすべきだと思う」12.9%、「困っている人がいたら、地域で助け合うべきだと思う」「福祉は行政の責任で行うべきだと思う」11.5%の順となっています。

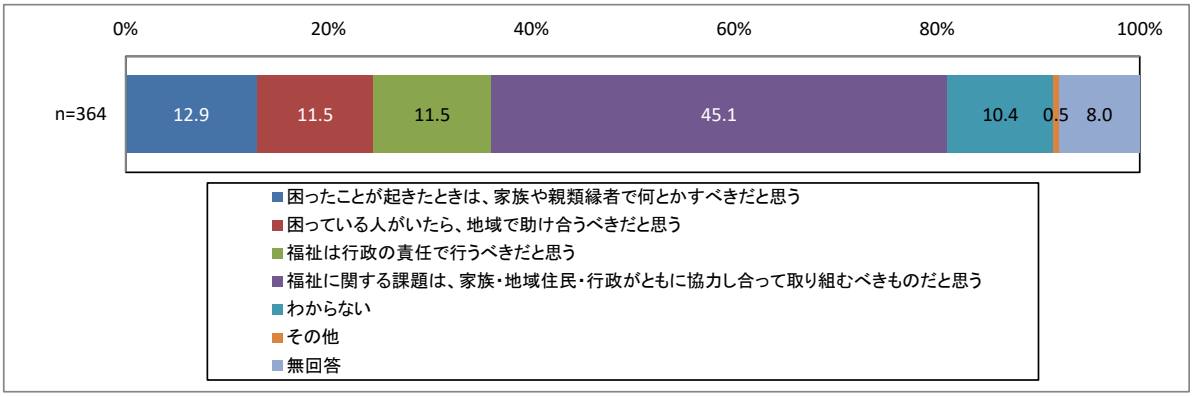

【地域福祉推進のために市が取り組むべきこと】(複数回答)

地域福祉推進のために市が取り組むべきことでは、「身近な相談窓口の充実」が 55.2%で最も多く、次いで「福祉サービスや福祉活動などの情報提供」32.7%、「災害時や急病などの緊急時の対応」30.2%の順となっています。

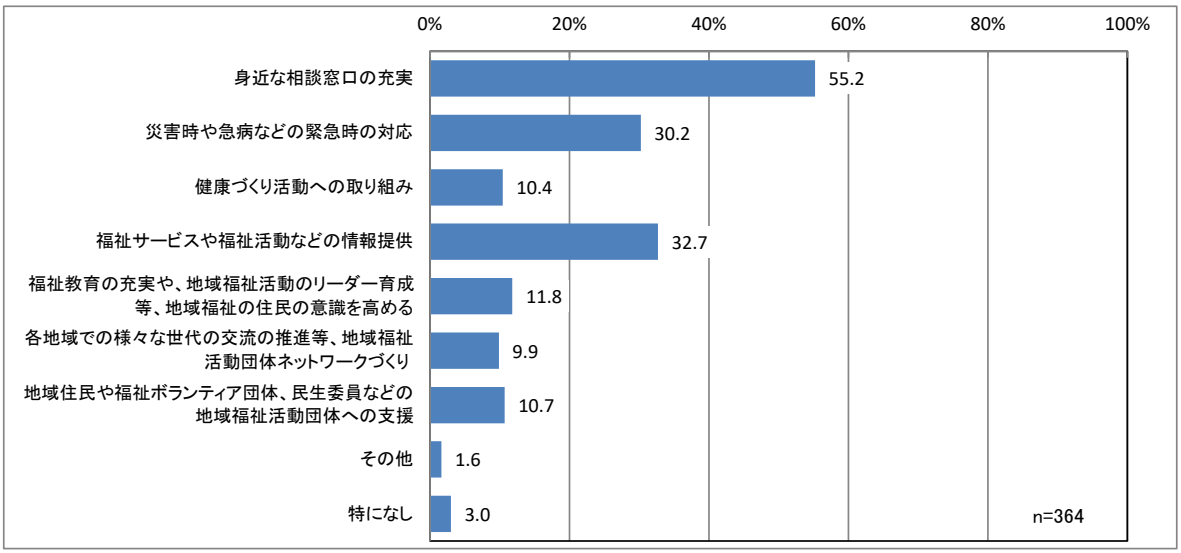

【地域福祉の推進のために市民が取り組むべきこと】(複数回答)

地域福祉の推進のために市民が取り組むべきことでは、「お年寄りや子ども、障がい者に対し日頃から見守りなどを行うこと」が 36.5%で最も多く、次いで「災害に備えて地域で協力し合うこと」33.5%、「地域福祉活動への関心を市民自らが高めること」25.8%の順となっています。

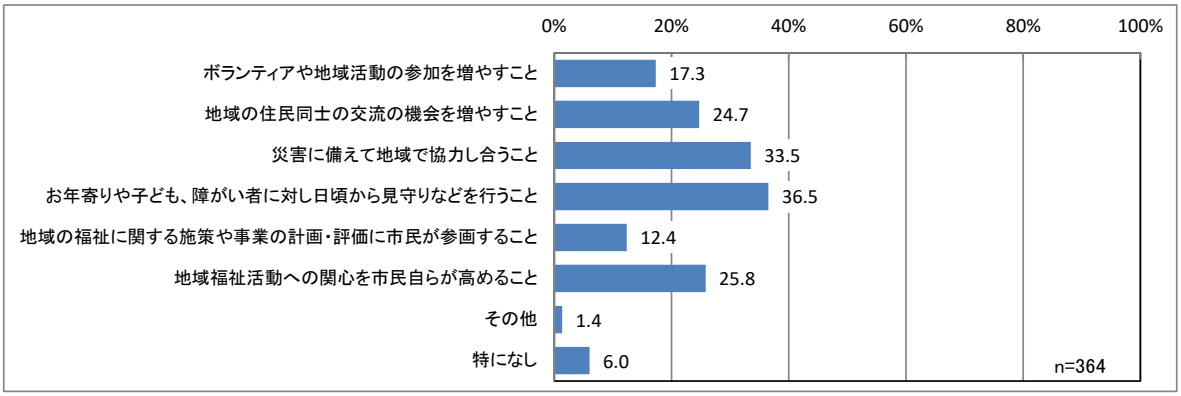

地域福祉の推進のために市民が取り組むべきことを年齢別でみると、75 歳以上を除く全ての年代において「お年寄りや子ども、障がい者に対し日頃から見守りなどを行うこと」の割合が最も多く、「75歳以上」では「地域の住民同士の交流の機会を増やすこと」が最も多くなっています。

属性	区分	全体	ボランティアや地域活動の参加を増やすこと	地域の住民同士の交流の機会を増やすこと	災害に備えて地域で協力し合うこと	お年寄りや子ども、障がい者に対し日頃から見守りなどを行うこと	地域の福祉に関する施策や事業の計画・評価に市民が参画すること	地域福祉活動への関心を市民自らが高めること	その他	特になし
年齢	18～29歳	100.0	39.3	25.0	35.7	39.3	7.1	14.3	0.0	10.7
		28	11	7	10	11	2	4	0	3
	30～49歳	100.0	10.8	16.9	45.8	42.2	16.9	22.9	1.2	4.8
		83	9	14	38	35	14	19	1	4
	50～64歳	100.0	15.5	17.9	28.6	38.1	10.7	36.9	3.6	7.1
		84	13	15	24	32	9	31	3	6
	65～74歳	100.0	17.6	30.8	28.6	35.2	12.1	37.4	1.1	7.7
		91	16	28	26	32	11	34	1	7
	75歳以上	100.0	20.9	38.8	35.8	34.3	13.4	9.0	0.0	3.0
		67	14	26	24	23	9	6	0	2
	無回答	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		11	0	0	0	0	0	0	0	0

第4章　計画の基本方針

第4章　計画の基本方針

1　基本理念

本市においては、少子高齢化や核家族化、高齢者のみの世帯の増加が確実に進行しています。また、地域においても、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中で、田川市地域福祉計画（第1次）においては、すべての人が、お互いに思いやりの心を持ち、助け合い、支え合うことがますます重要であるとともに、特定の人が特定の人を支えるのではなく、互いが互いを支え合う関係を築き、その関係を強めていくことも必要であるという認識のもと、「互いに支え合う協働のまちづくり」を基本理念としました。

本計画においては、田川市地域福祉計画（第1次）の方向性はそのままに、第6次田川市総合計画とも整合性を図ったうえで、基本理念を「互いに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり」と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

互いに支え合い、健やかに
安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の3項目を「田川市地域福祉計画（第2次）における基本目標」として、各施策を総合的に推進します。

基本目標1	互いに支え合う人づくり

「お互いを尊重し支え合う意識の醸成」、「地域福祉の担い手の育成」を取り組みの柱として、『互いに支え合うひとづくり』を目指します。

基本目標2	互いに支え合う地域づくり

「住民が参加しやすい地域活動の推進」、「住み慣れた地域での生活を支える取組の推進」を取り組みの柱として、『互いに支え合う地域づくり』を目指します。

基本目標3	互いに支え合う体制づくり

「相談できる体制の整備」、「助け合う体制の整備」を取り組みの柱として、『互いに支え合う体制づくり』を目指します。

3 施策体系図

基本理念	基本目標	取組内容
互いに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 互いに支え合う人づくり	1 お互いを尊重し支え合う意識の醸成
		2 地域福祉の担い手の育成
	基本目標2 互いに支え合う地域づくり	1 住民が参加しやすい地域活動の推進
		2 住み慣れた地域での生活を支える取組の推進
	基本目標3 互いに支え合う体制づくり	1 相談できる体制の整備
		2 助け合う体制の整備

4 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

本計画の中では、地域福祉の推進を図るうえで、市民の皆さんに取り組んでいただきたいことと、社会福祉協議会及び本市が取り組む施策を、基本目標ごとに定めています。

(1)住民(市民)の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

(2)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、田川市社会福祉協議会を本市における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

(3)行政(田川市)の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、保健福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

第5章　施策の展開

第5章　施策の展開

基本目標1	互いに支え合う人づくり

1　お互いを尊重し支え合う意識の醸成

【現状と課題】

高齢者・子ども・障がい者等すべての方々が、地域で幸せに暮らしていくためには、地域のつながりやふれあいを大切にし、お互いを尊重し支えあう意識の醸成が重要です。

しかし、近年では近所づきあいの希薄化等により、近所にどんな人が住んでいるのか知らない、近所で困っている人がいても把握できていないなどの事例が多くなってきています。それぞれのプライバシーに配慮しつつ、市民一人ひとりが地域課題に対して「他人事」から「我が事」として受け止め、日頃から地域における関係を築いていくことが重要です。

そのため、普段からのあいさつや声かけなどの近所づきあいの交流を促進する取り組みのほか、地域における繋がりの大切さを深めるための周知・啓発を進めるとともに、誰もが気軽に交流できる場の提供を促進するなど、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、お互いを尊重し、助け合い、支え合う意識を育む環境を整える必要があります。

一方、近年の新型コロナウイルス感染症のまん延による新しい生活様式への変化などにより、不要不急の外出や地域での交流などが難しくなってきている側面もみられます。

【施策の方向性】

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉についての教育や啓発活動を図ります。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
○広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、福祉に関する正しい知識を得ましょう。 ○家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。 ○助け合いや支え合いという地域福祉の意識を常に持ちましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	田川市社会福祉協議会広報紙発行事業	特定財源(共同募金)	年4回	田川市社会福祉協議会	市民	広報紙を発行し、全戸配布することで	ボランティア活動等への参加を	呼びかける
2	赤い羽根共同募金運動	特定財源(共同募金)	10月1日～12月31日	共同募金会	市民	法人・個人・学校等に寄附金を依頼することで	住民相互の助け合い精神にもとづく社会貢献意識を	醸成する
3	地域福祉講座開催事業	県社会福祉協議会補助	11月(3回)2月(4回)	社会福祉協議会	市民	受講希望者を募り、テーマに沿った講座を開催することで	住民の福祉意識の向上を	図る

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	障がい者福祉基本計画等策定・推進事業	市単独	通年	田川市高齢障害課	市民	田川市障がい者福祉基本計画等策定・推進委員会を開催し	アンケートや計画内容等を審議の上、計画を策定し、関係部署で具体的な取組を	行う
2	地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業)	国・県補助	通年	田川市高齢障害課	市民	コールマインフェスティバルや障害者週間期間を活用して	障害者等に関する理解を	深める
3	地域福祉計画策定・推進事業	市単独	通年	田川市保健福祉課	市民	地域福祉計画を策定し、関連事業を推進することで	市民の誰もが住み慣れた地域において、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を	構築する
4	地域自殺対策強化事業	県補助	3月	田川市保健センター	市民	講演会等を実施することで	心の健康に関する正しい知識を普及し	自殺予防を図る
			9月		市民	図書館で心の健康に関するパネル展示及び図書の紹介を行い	心の健康に関する正しい知識を普及し	
5	人権・同和問題啓発事業(人権・同和対策課)	県補助	通年	田川市人権・同和対策課	市民	講演会、講座、街頭啓発の実施や広報たがわや人権をテーマにした冊子の配布による啓発で	自分の人権を守り、他者の人権を尊重する地域社会を	つくる

No.	活動指標							担当部署
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
1	広報によるボランティア活動等への積極的な参加の呼びかけ(広報発行部数)	部	18,000	17,300	17,300	17,300	17,300	社会福祉協議会
2	赤い羽根共同募金額	円	795 万	795 万	795 万	795 万	795 万	社会福祉協議会
3	福祉入門講座・いきいき福祉大学実施回数	回	7	7	7	7	7	社会福祉協議会

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	障がい者福祉基本計画の検証	回	1	1	1	1	1	高齢障害課	障害者支援係
	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の検証	回	1	1	1	1	1		
2	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	障害者支援係
3	田川市地域福祉計画策定・推進会議(計画進捗管理等)	回	1	1	1	1	1	高齢障害課	福祉政策係
	関係課ヒアリング(計画推進状況の管理・評価等)	回	1	1	1	1	1		
4	講演会(研修会)実施における参加者数	人	50	50	50	50	50	保健福祉課	保健センター
	こころの健康展実施回数	回	1	1	1	1	1		
5	講演会(同和問題啓発強調月間時及び人権週間時)の1回あたり参加者数	人	170	300	300	300	300	人権・同和対策課	人権・同和対策係
	街頭啓発(同和問題啓発強調月間時及び人権週間時)の実施回数	回	2	2	2	2	2		

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
6	男女共同参画推進事業	県補助	・通年 ・6月：ゆめっせフェスタ	田川市 人権・同和対策課	市民（通勤者を含む）及び事業者	講演会や研修会、広報媒体を活用し	男女共同参画に関する課題の	解決を図る
7	人権・同和問題啓発事業（文化生涯学習課）	県補助	通年	田川市 文化生涯学習課	市民	人権・同和教育に関する各種講座及び子ども会地区学習会等を実施し	市民の人権・同和問題に関する正しい理解と認識を	深めることで、差別を見抜き、差別を許さない意識の醸成を図る

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
6	男女共同参画啓発事業参加者数（ゆめっせフェスタ及び出前講座を除く）	人	100	100	100	100	100	人権・同和対策課	男女共同参画推進室
	家事参加促進研修会参加者数	人	90	90	90	90	90		
	広報紙や情報紙による啓発	回	5	4	4	4	4		
7	各種講座における参加者の納得度	%	90	90	90	90	90	文化生涯学習課	学習振興・人権教育係
	地区公民館等・PTA講座実施回数	回	30	30	30	30	30		
	子ども会関連事業参加者数	人	295	295	295	295	295		

2 地域福祉の担い手の育成

【現状と課題】

民生委員・児童委員、福祉に関わるボランティア等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援等、さまざまな分野において、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取組を進めていくことが大切です。

アンケート調査の結果では、ボランティア活動に参加したことがない方は 6 割以上と多くなっていますが、今までボランティア活動に参加したことがない方のうち3割近くは今後ボランティア活動に参加したいと回答されています。

また、ボランティア活動を活性化するために必要な取組では、「気軽に参加できる体制整備」、「ボランティア活動情報の提供（広報紙など）」などが多くなっています。

市や社会福祉協議会では、地域公民館等で行われる自主的な地域活動の支援やボランティア養成講座の開催に、地域では地域活動やボランティアへの参加を始めとする担い手の育成に努めています。

しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、講座やイベントの中止や減少、ボランティア活動の自粛など、様々な活動に影響がでている状況です。

【施策の方向性】

地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成に努めるとともに、市民の皆さんの自主的な活動を支援します。そのために、各種団体と連携し地域住民同士が交流できる場の提供や地域活動の支援、環境整備を図るとともに、情報提供の充実を進めます。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
○小さな頃から、家庭で、人を思いやる心を育てましょう。 ○ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。 ○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	高齢者の地域活動者育成事業	県・市補助	通年	老人クラブ連合会	高齢者	老人クラブ会員を主に、高齢単身者世帯を中心とし	話し相手や見守り等を行う支援員を	育成する
2	福祉ボランティア育成事業	特定財源(共同募金)	通年	社会福祉協議会	市民	広報紙や SNS 等の広報媒体による新たな会員募集や研修等を通じ	福祉ボランティアの育成を	図る
3	福祉ボランティアセンター運営事業	特定財源(共同募金)	通年	社会福祉協議会	市民	ボランティアセンターでボランティアの募集や市民からのニーズ収集・マッチングを行うことで	ボランティアへの支援を	行う
4	福祉体験事業(児童・生徒)	特定財源(共同募金)	8月・3月	社会福祉協議会	児童・生徒	ボランティアスクールを開講し、講座や体験学習を通じて福祉意識の向上を図り、	将来的なボランティアの	育成につなげる

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	ファミリーサポートセンター事業	国・県補助	通年	田川市 子育て支援課(委託先) NPO法人たがわ子育て支援コミュニティたがわんわ	原則、田川市内に在住又は勤務している人	そだちの森内に事務所を設置し	会員同士の相互援助活動を	調整、支援する
2	一般介護予防事業(保健センター)	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 保健センター	おおむね 65 歳以上の市民	公民館や地域の集いの場で実施されている高齢者の教室で	運動講師や血圧測定、体力測定の補助を行うことで	高齢者の活動を支援する
3	健幸ポイント事業	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 保健センター	18 歳以上の市民	健幸ポイント事業参加者等を対象に	健康無関心層を含めた地域住民に対し、口コミで健康情報の提供を行う健幸アンバサダーを	養成し、健康情報の提供等を通じて健康づくりへの関心を高める活動を行う

No.	活動指標							担当部署
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
1	高齢者相互支援ネットワーク事業支援活動員数	―	23 クラブ 96 人	23 クラブ 96 人	23 クラブ 96 人	23 クラブ 96 人	23 クラブ 96 人	社会福祉協議会
2	手話・点字・音訳ボランティア数の維持	人	86	88	90	92	94	社会福祉協議会
	ボランティア活動の紹介・募集の広報	回	2	2	2	2	2	
3	ボランティアの需給調整	―	都度調整	都度調整	都度調整	都度調整	都度調整	社会福祉協議会
	ボランティア活動保険の加入処理件数	件	360	360	360	360	360	
	ボランティア活動保険の周知	回	2	2	2	2	2	
4	小・中・高校生のボランティアスクール参加人数	人	35	35	35	35	35	社会福祉協議会
	車いす・視覚障害者疑似体験学習	回	9	9	9	9	9	

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	まかせて会員登録数(両方会員含む)	人	46	50	55	60	65	子育て支援課	子ども未来係
	おねがい会員登録数	人	256	275	300	325	350		
2	ボランティア活動人数	人	10	45	50	55	60	保健福祉課	保健センター
	介護予防教室でのボランティア活動回数	回	100	750	760	770	780		
3	健幸アンバサダー認定者数	人	30	40	50	60	70	保健福祉課	保健センター

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
4	生活支援体制整備事業	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 高齢障害課 (委託先) 田川市社会福祉協議会(一部)	市民	講座の開催によって	市民ボランティアの	養成を図る
5	認知症施策推進事業	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 高齢障害課 (委託先) 田川市社会福祉協議会(一部)	認知症の人、認知症の人の家族、認知症の人に関わる支援者、地域住民	認知症サポーター養成講座を開催し	認知症に関する正しい知識(病識、対応方法等)を	学ぶ
6	社会福祉協議会福祉活動補助事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課	市民	社会福祉協議会へ補助金を交付することにより	社会福祉協議会は、地域福祉活動、ボランティア活動の育成及び児童・青少年福祉活動など、市が行う行政サービスでは補いきれない部分をカバーして地域の実情にあったサービスを提供し	地域福祉の推進を図る
7	地域生活支援事業(手話奉仕員養成研修事業)	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	市民	入門編又は基礎編の講座を開催し	手話表現技術等を習得した者を	養成する
8	市民活動活性化推進事業	市単独	通年	田川市 安全安心まちづくり課	市民	ボランティアセンターの運営及び補助金の交付等により	市民の自主的な活動を	支援する
9	消防団充実事業	市単独	随時	田川市 安全安心まちづくり課	市民	消防団員の各種訓練を充実させ	市民の生命、財産を	火災等の災害から守る
10	防災体制充実事業	市単独	通年	田川市 安全安心まちづくり課	市民	自主防災組織の設立・育成や防災活動等の支援、防災訓練や学習会を実施することにより	市民の防災意識を	高める

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
4	高齢者支援ボランティア養成講座	回	2	2	2	2	2	高齢障害課	高齢介護係
5	認知症サポーター養成数 （新規養成者数）	人	590	460	470	480	490	高齢障害課	高齢介護係
6	障害児・者福祉活動の推進（延べ参加者）	人	270	550	550	550	550	高齢障害課	高齢介護係
	児童・青少年福祉活動の推進（延べ参加者数）	人	880	350	350	350	350		
	各種ボランティア活動の育成（延べ参加者数）	人	360	300	300	300	300		
7	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	障害者支援係
8	田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業申請団体数	団体	7	16	16	16	16	安全安心まちづくり課	市民協働推進係
	ボランティアセンター登録団体数	団体	220	200	200	200	200		
9	錬成大会の参加人数	人	230	230	230	230	230	安全安心まちづくり課	防災安全対策室
	消防学校入校	人	10	10	10	10	10		
10	地域防災リーダーの選任・育成	人	7	8	7	8	7	安全安心まちづくり課	防災安全対策室

基本目標2	互いに支え合う地域づくり

1 住民が参加しやすい地域活動の推進

【現状と課題】

地域活動を実施するにあたっては、子ども、高齢者、障がい者等の対象者に合わせた企画や参加者を増やす工夫等が必要であることから、本市では、子育て支援や健康づくり、各種公民館教室やボランティア活動など、様々な分野で事業の検討や地域活動への参加の呼びかけなどが行われています。

近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの活動が制限され影響を受けましたが、一方でコロナ禍でも活動ができる場を求める声もあり、感染対策に配慮をしたうえで、地域の取組が再開されつつあります。

行政や社会福祉協議会では、そうした状況を踏まえた上で、地域公民館活動の支援や障がい者等との交流活動の推進に努めています。

【施策の方向性】

子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場所や機会を増やし充実を図ります。そのために、地域での取り組みを市全体に広報するとともに地域福祉活動を行う各種団体を支援します。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。 ○校区活性化協議会の取り組み、地域の行事、老人クラブや子育てサークルの取り組みなどを理解し、参加、協力しましょう。 ○新しく転居してきた方に、地域の取り組みへの参加を呼びかけましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	老人クラブ育成事業	県・市補助	通年	老人クラブ連合会	高齢者	地域へ出向き	老人クラブへの活動支援を	行う
2	障がい者等との交流活動事業	特定財源（共同募金）	4月・6月・8月・10月	社会福祉協議会	市民	広報紙や HP 等の広報媒体を使い、健常者・障がい者の区別なく参加者を募集し、あすなろ運動会・フレンドシップツアー・ふくしまつり等の行事を通じ	障がい者への理解と交流の場を	提供する
3	ボランティアサークル連絡協議会支援事業	特定財源（共同募金）	通年	社会福祉協議会	ボランティア会員	ボランティアサークル連絡協議会を開催し	各ボランティア団体の活動方針等の連携・調整等を	行う

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	健康教育事業	県補助	通年	田川市保健センター	40 歳以上の市民	生活習慣病予防のため、健診受診後に	運動習慣確立のための運動教室と食生活改善のための栄養教室を	実施する
2	健幸ポイント事業	R3 国補助 その他（介護保険地域支援事業交付金） R4～ その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市保健センター	40 歳以上の市民	ウォーキングの歩数や各種健康イベント等の参加、健康診査やがん検診の需給状況に応じて	商業振興券に交換できる健幸ポイント事業やウォーキングイベントを実施し	市民が健康づくり活動を積極的に行う仕組みを構築する
3	一般介護予防事業（保健センター）	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市保健センター	おおむね 65 歳以上の市民	公民館等で	高齢者の健康教室を実施し	高齢者の活動を支援する
4	地域子育て支援事業	国・県補助	通年	田川市子育て支援課（子育て支援センター）	乳幼児、0～18 歳の児童及び保護者	電話、来所（面接）で	子育て中の保護者及び子育て等に不安、心配等がある保護者の相談対応、子育て支援を	行う

No.	活動指標							担当部署
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
1	老人クラブ数・会員数	ー	40 クラブ 1,484 人	40 クラブ 1,484 人	40 クラブ 1,484 人	40 クラブ 1,484 人	40 クラブ 1,484 人	社会福祉協議会
2	障がい者への理解と交流の場の提供	回	0	4	4	4	4	社会福祉協議会
3	ボランティア団体の相互交流 （実行委員会・講習会等）	回	0	6	6	6	6	社会福祉協議会

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	運動教室参加延べ人数	人	400	500	500	500	500	保健福祉課	保健センター
	栄養教室参加延べ人数	人	15	15	15	15	15		
2	事業参加者数	人	1,000	1,100	1,200	1,100	1,400	保健福祉課	保健センター
	ウォーキングイベント（健康展）の実施回数	回	1	1	1	1	1		
3	介護予防教室参加者数	人	400	1,000	1,010	1,000	1,030	保健福祉課	保健センター
4	子育て支援センター講座参加者数	人	400	400	400	400	400	子育て支援課	子ども未来係
	子育て支援センター来館者数	人	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000		

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
5	一般介護予防事業(高齢介護係)	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 高齢障害課	65 歳以上の市民	生きがい公民館事業を委託することで	地域公民館で行う教養講座、高齢者スポーツ、趣味活動、日常動作訓練等生きがい活動を	支援する
6	シルバー趣味の教室事業	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 高齢障害課	65歳以上の市民	高齢者の趣味を生かした技術又は技能を修得することにより	民踊、レクダンス、俳句、陶芸、きめこみ人形、英会話、民謡、パッチワーク、書道の9講座を	それぞれ年間22回開講、3月に学習の成果発表である作品展・芸能大会を行い、生きがいを得るとともに心身の機能低下を防止する
7	老人クラブ活動等社会活動促進事業	県補助	通年	田川市 高齢障害課	老人クラブ及び老人クラブ連合会活動	老人クラブ及び老人クラブ連合会からの申請により	補助金を交付し	高齢者の生きがい活動や健康づくりを促進する
8	認知症施策推進事業	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 高齢障害課 (委託先) 田川市社会福祉協議会(一部)	認知症の人、認知症の人の家族、認知症の人に関わる支援者、地域住民	認知症カフェを設置し	認知症に関する相談対応を	行う
9	田川市総合福祉センター運営事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課 (委託先) 田川市社会福祉協議会	市民	指定管理者による施設の効果的な管理及び運用を行うことで、地域住民に対し、教養・文化・レクリエーション等の活動の場を提供し	センターが社会福祉その他住民生活の維持向上を図るために十分な能力を発揮できるよう適切な管理や運営を	行う
10	地域生活支援事業(障がい者福祉推進事業)	市単独	通年	田川市 高齢障害課	障がい者等	バス等の移動手段を確保して	各種イベント等の参加を	支援する
11	地域生活支援事業(移動支援事業)	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者等	ガイドヘルプサービスや移送サービスを活用して	①社会生活上必要不可欠な外出を ②余暇活動等の社会参加に伴う外出を	支援する
12	地域生活支援事業 (地域活動支援センター機能強化事業)	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者(児)	地域活動支援センターの機能を強化することで	①創作的活動又は生産活動の機会の場を提供し ②社会との交流の促進等の便宜を図り	障がい者等の地域生活支援を促進する

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
5	生きがい公民館事業実施公民館数	館	50	52	52	52	52	高齢障害課	高齢介護係
6	開講回数	回	125	198	198	198	198	高齢障害課	高齢介護係
	受講人数	人	94	121	150	150	150		
7	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	高齢介護係
8	認知症カフェ参加人数	人	420	430	430	440	460	高齢障害課	高齢介護係
9	開館日数	日	230	300	300	300	300	高齢障害課	高齢介護係
	入館者数(延べ人数)	人	33,000	50,000	50,000	50,000	50,000		
10	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	障害者支援係
11	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	障害者支援係
12	地域活動支援センター登録者数	人	334	380	400	420	440	高齢障害課	障害者支援係

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
13	公民館運営事業	市単独	通年	田川市 文化生涯学習課	市民	公民館講座、人材バンク講座等各種講座の開催及び公民館まつりを実施することで	市民の生涯学習の場及び市民会館や自治公民館における学習成果の発表の場を作り	市民の生きがいづくりの場の提供や地域の公民館活動を充実させる
14	地域活動支援事業	県補助	通年	田川市 文化生涯学習課	市内小中学生	地域活動指導員（教育に関する豊かな見識及び教育に関する意欲を有すると認められる者）を配置（会計年度任用職員）し	主に子どもたちの生きる力を育むため、様々な体験活動の実施や子ども会などの地域の活動を	支援する
15	隣保館運営事業	県補助	通年	田川市 人権・同和対策課	市民	隣保館を福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして運営して	地域住民の生活を	向上し、また充実したものにする
16	地域コミュニティ活性化事業	市単独	毎月 6月	田川市 安全安心まちづくり課	市民	区長会を通して	加入促進の手引きや区・組加入促進チラシを	配布する
			6月	きれいなまちづくり市民協議会	市民	きれいなまちづくり市民協議会との共催で	市内いっせい清掃を	実施する

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
13	公民館講座・人材バンク講座受講者数	人	880	880	880	880	880	文化生涯学習課	公民館・スポーツ係
	公民館まつり参加者数	人	0	2,200	2,200	2,200	2,200		
14	夏休み小学生体験活動「トコナツキッズ」(高学年・低学年)参加者	人	125	125	125	125	125	文化生涯学習課	学習振興・人権教育係
	子どもカルタ大会参加者	人	270	270	270	270	270		
	子ども会との協働事業に伴う参加人数	人	400	400	400	400	400		
15	各種文化教養講座数(月平均実施回数)	教室	50	70	70	70	70	人権・同和対策課	人権・同和対策係
16	区・組加入促進チラシの配布	回	12	12	12	12	12	安全安心まちづくり課	市民協働推進係
	区・組加入促進手引の配布	回	1	1	1	1	1		
	市内いっせい清掃への参加人数	人	825	10,000	10,000	10,000	10,000		

2 住み慣れた地域での生活を支える取組の推進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動と地域の力、そして行政の支援です。その中でも身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、最も身近な地域活動の拠点である行政区への未加入者の増加に加え、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

アンケート調査の結果では、近所付き合いの程度において、「なにか困ったときは助け合えるような親しい人がいる」、「お互いを訪問し合う人がいる」といった、深い近所付き合いをしている方は全体の2割強と少なくなっており、今後近所付き合いを広げたい方も1割強と決して多いとは言えません。

住み慣れた地域での生活を続けていくために、自分たちで地域の問題を解決していくためには、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが必要です。

【施策の方向性】

地域で安心して暮らせるように見守り活動と生活支援の推進を図ります。そのために、各種支援事業の充実に取り組みます。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
○日常のあいさつなどにより声かけをしましょう。 ○地域での交流を深め、周辺にどのような人が住んでいるかを把握し、特に見守りが必要な人がいる世帯には日ごろから注意しましょう。 ○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	寝たきり高齢者・障がい者等の実態調査	特定財源(共同募金)	10月	社会福祉協議会	市民	民生委員が戸別訪問し	寝たきりで在宅生活する高齢者や障がい者の状態や期間の実態を	調査する
2	生活福祉資金貸付事業	県社会福祉協議会補助	通年	社会福祉協議会	市民	低所得者等からの相談を受け	相談内容に合致した生活福祉資金(教育支援資金)の貸付を	行う
3	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会補助	通年	社会福祉協議会	市民	判断能力が不十分な方との契約締結後に	契約内容に基づき、金銭管理や福祉サービスの契約支援を	行う
4	ふくおかライフレスキュー事業	県社会福祉協議会補助	通年	社会福祉協議会	市民	生活困窮者からの相談を受け	制度の狭間にある困窮者の生活の再建(自立)に向け、伴走した支援を	行う
5	視覚障がい者支援事業	特定財源(共同募金)	年130回	ボランティアサークル	視覚障がい者	点字や録音図書の成果物を提供することで	視覚障がい者の生活を	支援する

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業	県補助	通年	田川市 保健福祉課	本市の小児・AYA世代がん患者	本人からの申請で	訪問介護及び福祉用具貸与・購入に係る費用を	助成する
2	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	県補助	通年	田川市 保健福祉課	本市の小児慢性特定疾病児童等	本人からの申請で	特殊寝台等の日常生活用具の購入に係る費用を	助成する
3	ファミリーサポートセンター事業【再掲】	国・県補助	通年	田川市 子育て支援課 (委託先) NPO法人たがわ子育て支援コミュニティたがわんわ	原則、田川市内に在住又は勤務している人	そだちの森内に事務所を設置し	会員同士の相互援助活動を	調整、支援する

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。(事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。)

No.	活動指標							担当部署
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
1	寝たきり状態にある高齢者等及び介護者の把握	件	20	20	20	20	20	社会福祉協議会
2	生活福祉資金貸付事業利用件数	件	30	30	30	30	30	社会福祉協議会
	新型コロナウイルス感染症に伴う収入減少世帯への特例貸付（R4.3 月まで。延長した場合、活動指標を設定する。）	件	550	―	―	―	―	
	貸付制度の広報	回	2	2	2	2	2	
3	日常生活自立支援事業の利用者数	人	22	22	22	22	22	社会福祉協議会
	市民生活支援員の育成	人	0	0	2	4	6	
	日常生活自立支援事業の広報周知	回	2	2	2	2	2	
4	支援件数（現物給付を伴う）	件	相談時対応	相談時対応	相談時対応	相談時対応	相談時対応	社会福祉協議会
	田川市社会福祉法人連絡会の開催	回	5	10	10	10	10	
5	点字・音訳ボランティア数の維持（活動回数）	回	60	130	130	130	130	社会福祉協議会
	ボランティア活動の紹介・募集の広報	回	2	2	2	2	2	

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	広報掲載による市民への制度周知	回	1	1	1	1	1	保健福祉課	福祉政策係
2	事業対象者への周知率（周知数/対象者数）	%	100	100	100	100	100	保健福祉課	福祉政策係
3	まかせて会員登録数（両方会員含む）	人	46	50	55	50	65	子育て支援課	子ども未来係
	おねがい会員登録数	人	256	275	300	325	350		

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
4	在宅医療・介護連携推進事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市医師会	65 歳以上の市民	事業の一部を田川市郡で民間委託し	在宅医療・介護に関する普及啓発や相談支援、関係機関との連携等を	一体的に提供しながら事業に取り組む
5	生活支援体制整備事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会（一部）	市民	住民を主体とし、行政区単位で取組む	地域のつながりの再構築を目指したネットワークを	構築する
6	認知症施策推進事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会（一部）	認知症の人、認知症の人の家族、認知症の人に関わる支援者、地域住民	家族等からの申請により、SOS ネットワークに登録し	田川警察署及び田川市地域包括支援センターと情報共有を	行う
7	地域包括支援センター運営事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会（一部）	65 歳以上の市民	医療、介護などの多職種や地域住民の代表により地域のネットワークの構築や地域課題の抽出、対策等を行い	①保健・医療・福祉に関する相談・支援等について ②地域包括ケアシステムの	①包括的かつ継続的に対応する ②構築に取り組む
8	通院等乗降介助実施事業者助成事業	市単独	通年 （四半期）	田川市 高齢障害課 （田川地域8市町村で統一的に実施）	田川地域に事業所を有し、本市の被保険者が介護保険制度における訪問介護の通院等乗降介助を利用する事業者	福岡県介護保険広域連合の通知に基づく本市の被保険者の利用回数と、助成単価の積を助成金額とし、四半期ごとの事業者の申請により	助成金を	交付する
9	見守り配食サービス事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 民間配食事業者 田川市社会福祉協議会（一部）	・見守り等支援が必要な 65 歳以上の高齢者で、単身世帯の者 ・見守り等の支援が必要な 65 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ・自立した食生活を営むことが困難な者で、市長が必要と認めた者	在宅高齢者等に、月曜日から金曜日までの間に調理済み夕食の配達を行うことにより	食生活の安定と安否確認を	行う

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
4	多職種連携のための場づくり(ケアカフェたがわ)	回	2	4	4	4	4	高齢障害課	高齢介護係
	在宅ケア座談会の開催	回	0	4	4	4	4		
5	地域ほっとネットワーク	区	40	41	42	43	44	高齢障害課	高齢介護係
6	SOS ネットワーク事前登録新規・更新登録者数	人	60	70	80	85	90	高齢障害課	高齢介護係
7	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	高齢介護係
8	通院等乗降介助実施事業者数	者	13	13	13	13	13	高齢障害課	高齢介護係
9	配達件数	件/年	8,175	14,580	18,225	18,225	18,225	高齢障害課	高齢介護係
	実利用者数	人	48	60	111	111	111		

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
10	移送サービス事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会	老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床（がしょう）又は車いすを利用しているおおむね 65 歳以上の高齢者	移送用車両により	利用者の居宅と医療機関等の間を	移送する
11	買い物支援事業	国補助	通年	田川市 高齢障害課	市民	広報紙・ホームページから商品の配達及びサービスの提供を行う協力店を市内の事業所から募集し	協力店の情報を集約した冊子を	作製し、市内全戸及び関係機関に配布する
12	住宅改造費助成事業	県補助	県の交付決定後（例年7月頃）	田川市 高齢障害課	介護保険認定者、身体障がい者1級又は2級、知的障がい者A、精神障がい者1級の方等	高齢者等がよく利用する部分（玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所等）に関する住宅改造の実施により	改造にかかる費用について 30 万円を限度に	助成する
13	緊急通報体制等整備事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 福岡安全センター株式会社	①65 歳以上又は 18 歳以上の身障手帳 1.2 級保持者、発作性疾病がある単身世帯又はそれに準ずる世帯の方　②75 歳以上で単身又はそれに準ずる世帯の方 ※市町村民税課税者を除く	利用希望者の申請に基づき、調査を行い、利用者の決定を行い	緊急通報装置を	設置する
14	老人福祉電話貸与事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課	65 歳以上で虚弱な一人暮らしの方（市民税課税者を除く）	一人暮らしの高齢者に、福祉電話の貸与を行うことにより	当該老人の安否の確認等を	行う
15	バリアフリーマップ整備事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課	市民	県が運営する「ふくおかバリアフリーマップ」に市内施設のバリアフリー情報を登録し	障がい者等の社会参加の促進を	図る

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
10	移送件数	件/年	70	84	96	96	96	高齢障害課	高齢介護係
11	買い物支援協力店募集に係る広報	回	1	1	1	1	1	高齢障害課	高齢介護係
	買い物支援協力店の冊子作成	冊	ー	17,000	7,000	ー	17,000		
	買い物支援協力店へステッカー配布	枚	10	20	20	20	20		
12	住宅改造費用（上限 30 万円）の助成人数	人	8	8	8	8	8	高齢障害課	高齢介護係
13	設置台数	台	94	98	100	100	100	高齢障害課	高齢介護係
14	電話設置数 （令和2年度から新規受付終了）	台	11	11	9	7	5	高齢障害課	高齢介護係
15	「ふくおかバリアフリーマップ」情報追加・更新件数	件	10	10	10	10	10	高齢障害課	障害者支援係

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
16	難聴者補聴器購入費助成事業	軽度難聴者補聴器購入費助成：市単独 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成：県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者手帳の交付を受けることができない軽度難聴者及び軽度・中等度難聴児	補聴器購入に要した費用の一部を助成することで	日常生活の便宜向上を図り	障害者等の福祉の増進に資する
17	地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者等	日常生活を支援する用具の給付など費用の一部を助成することで	日常生活の便宜向上を図り	障害者等の福祉の増進に資する
18	地域生活支援事業（日中一時支援事業）	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者等	日中に障がい福祉サービス事業所等を利用することで	①家族の就労を ②家族の一時的な休息を ③障害者等の活動の場を	①支援する ②確保する ③提供する
19	生活困窮者自立相談支援事業（家計改善支援事業）	国補助	通年	田川市 生活支援課 （委託先） 社会福祉法人グリーンコープ	生活困窮者	人的支援（家計管理支援）で	生活困窮者の家計の管理能力向上及び家計の安定を	図る
20	生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習支援事業）	国補助	通年	田川市 生活支援課	生活保護世帯、生活困窮世帯及びその他支援が必要な世帯	人的支援、教育支援で	支援対象者（世帯）の子どもの貧困が世代を超えて連鎖することを	予防する
21	防災体制充実事業	市単独	通年	田川市 安全安心まちづくり課	市民	防災メールまもるくんの登録促進や防災講習会、避難訓練の実施により	市民の防災意識を	高める
22	防犯事業	市単独	通年	田川市 安全安心まちづくり課	市民	安全安心まちづくり相談センターで指導員による相談業務や各種啓発活動を実施することで	市民の生活を	守る

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
16	軽度難聴者補聴器購入費助成	件	3	3	3	3	3	高齢障害課	障害者支援係
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	件	3	3	3	3	3		
17	日常生活用具給付決定件数	件	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	高齢障害課	障害者支援係
18	日中一時支援事業利用日数	日	180	180	180	180	180	高齢障害課	障害者支援係
19	家計改善支援事業の相談者数	人	20	20	20	20	20	生活支援課	自立支援係
20	子どもの学習支援(学習会)参加者数	人	70	70	70	70	70	生活支援課	自立支援係
21	防災メールまもるくんの登録促進	人	0	16	16	16	17	安全安心まちづくり課	防災安全対策室
	防災講習会及び避難訓練の実施回数	回	1	5	5	5	5		
22	指導員による相談業務、パトロール活動日数	日	334	122	122	122	122	安全安心まちづくり課	防災安全対策室
	各種啓発活動参加人数	人	0	124	124	124	124		

基本目標3	互いに支え合う体制づくり

1 相談できる体制の整備

【現状と課題】

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

本市においても、様々な相談について、その内容によりそれぞれの担当部署で対応し、課題が重複している方には関係各課が連携することにより対応しています。

アンケート調査の結果では、悩みや不安を感じたときの相談先は、「家族」が 80.5%と最も多くなっていますが、「市役所・地域包括支援センター」は 24.5%、「社会福祉協議会」は 6.3%と少なくなっています。一方で、市への相談について、それぞれの専門の窓口の対応でなく、市役所内で情報共有した対応ができないかとの意見もありました。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進むなか、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むことが重要です。また、相談窓口の機能充実を図るとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

【施策の方向性】

さまざまな相談に対応できる体制づくりを進め、関係機関との連携に取り組むとともに、市民に身近な地域での相談支援活動に携わる人のスキル向上を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
○困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。 ○困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。 ○広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	無料法律相談事業	田川市の指定管理業務	毎月第2火曜	社会福祉協議会	市民	申込により	無料にて法律相談を	実施する
2	悩みごと相談事業	田川市の指定管理業務	通年	社会福祉協議会	市民	専用ダイアルを開設し、電話による	悩み事や心配事の相談事業を	実施する

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	子育て世代包括支援センター運営事業	国・県補助	通年	田川市保健センター	妊産婦及び乳幼児	医療機関や助産院に委託して教室等を開催し、産後退院直後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行うことで	費用の助成及び母子保健や育児等の相談支援等を	実施する
2	母子保健訪問指導事業	国・県補助	通年	田川市保健センター	乳幼児及びその保護者	自宅に訪問し	育児不安、乳幼児の発達について	相談に応じ、指導を行う
3	乳幼児健康診査栄養指導事業	国・県補助	通年	田川市保健センター	乳幼児(4か月、8か月、1歳6か月、3歳)とその保護者	面談を行い	発育の状態、栄養の良否、疾病の有無、歯科、視聴覚、精神発達について	健診及び育児の相談を行う
4	乳幼児育成指導事業	市単独	通年	田川市保健センター(臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士)	育児に不安を抱える保護者や、発達に遅れが見られる乳幼児	個別指導及び教室を実施し、	乳幼児の発達の遅れ等について	専門的な見地から指導する(心理相談48回/年、運動相談12回/年、言語相談48回/年)
5	地域自殺対策強化事業	県補助	年4回	田川市保健センター	18歳以上の市民(18歳未満の未就学者を含む)	臨床心理士による相談会を実施し	心の悩みについて相談できる機会を設け	自殺予防を図る
6	地域子育て支援事業【再掲】	国・県補助	通年	田川市子育て支援課(子育て支援センター)	乳幼児、0～18歳の児童及び保護者	電話、来所(面接)で	子育て中の保護者及び子育て等に不安、心配等がある保護者の相談対応、子育て支援を	行う

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。(事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。)

No.	活動指標							担当部署
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
1	無料法律相談実施	回	12	12	12	12	12	社会福祉協議会
	無料法律相談日の広報	回	12	12	12	12	12	
2	心配ごと相談の市民の広報周知	回	12	12	12	12	12	社会福祉協議会

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	産前産後サポート事業(助産師による育児相談)	回	52	52	52	52	52	保健福祉課	保健センター
	産後ケア事業利用回数(ショートステイ、デイサービス、母乳育児相談)	回	120	120	120	120	120		
2	乳児家庭全戸訪問　訪問指導時把握率	%	100	100	100	100	100	保健福祉課	保健センター
3	健康診査実施回数(4 か月、8 か月、1 歳 6 か月、3 歳)	回	48	48	48	48	48	保健福祉課	保健センター
4	心理相談新規相談率 (心理相談予約数/新規相談数)	%	100	100	100	100	100	保健福祉課	保健センター
	運動相談新規相談率 (運動相談予約数/新規相談数)	%	100	100	100	100	100		
	言語相談新規相談率 (言語相談予約数/新規相談数)	%	100	100	100	100	100		
5	こころの健康相談会実施回数及び相談件数	回 (人)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	保健福祉課	保健センター
6	育児相談等件数	件	600	600	600	600	600	保健福祉課	保健センター

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
7	児童相談事業	国・県補助	随時	田川市 子育て支援課 （保健師、社会福祉士、家庭児童相談員）	0～18歳未満の児童及びその家族、妊産婦	面談、電話相談、家庭訪問等、個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図れるよう	関係機関との連携、社会資源の活用、支援内容やサービスの調整等を行うことで、包括的な支援を	行う
8	地域包括支援センター運営事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会（一部）	65 歳以上の市民	介護や健康、福祉、医療など生活全般の悩みを受け付け、専門職が連携して対応し	必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう高齢者や家族への支援を	行う
9	地域生活支援事業（相談支援事業）	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者（児）保護者又は介護者	田川地区障がい者基幹相談支援センターを活用し、相談内容に応じた、適切な情報提供と権利擁護の支援を実施して	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を	行う
10	生活困窮者自立相談支援事業（家計改善支援事業）【再掲】	国補助	通年	田川市 生活支援課 （委託先） 社会福祉法人グリーンコープ	生活困窮者	人的支援（家計管理支援）で	生活困窮者の家計の管理能力向上及び家計の安定を	図る
11	隣保館運営事業【再掲】	県補助	通年	田川市人権・同和対策課	市民	隣保館を福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして運営して	地域住民の生活を	向上し、また充実したものにする
12	女性相談事業	国・県補助	通年	田川市 人権・同和対策課	市内に住む悩みや問題を抱える女性、DV被害者等	電話相談や来所相談、広報紙や情報誌による情報提供及びDV防止研修会の実施により	DV被害や悩みの	解決に向けて相談に応じるとともに、未然に防ぐための意識啓発をする
13	国際交流推進事業	市単独	令和3年6月、9月、12月、令和4年3月	田川市 経営企画課	外国人	福岡県国際交流センターが主催する専門家による出張相談会の開催を支援し	地域に住む外国人や外国人と関係する企業からの相談に	対応する
14	防犯事業	市単独	通年	田川市 安全安心まちづくり課	市民	安全安心まちづくり相談センターで指導員による相談業務を実施し	相談できる体制を	整備する

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。（事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。）

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
7	児童相談件数	件	400	400	400	400	400	子育て支援課	子ども家庭支援室
	相談体制及び子ども相談ホットラインの周知(チラシ配布)	人	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500		
	広報による相談窓口の周知	回	1	1	1	1	1		
8	相談件数	件	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	高齢障害課	高齢介護係
9	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	障害者支援係
10	家計改善支援事業の相談者数	人	20	20	20	20	20	生活支援課	自立支援係
11	各種相談における指導・助言	件	170	170	170	170	170	人権・同和対策課	人権・同和対策係
12	相談窓口の設置	日	242	243	243	243	242	人権・同和対策課	男女共同参画推進室
	広報紙や情報誌等による啓発	回	5	12	12	12	12		
	啓発研修会の実施	回	2	2	2	2	2		
13	外国人出張相談会の開催場所の提供及び周知	回	4	4	4	4	4	経営企画課	企画政策係
14	指導員による相談業務、パトロール活動日数	日	334	122	122	122	122	安全安心まちづくり課	防災安全対策室

２ 助け合う体制の整備

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもなどの中で要支援者となった方に対しては、地域の個人や各種団体がつながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

アンケート調査の結果では、福祉に関する考え方として、「福祉に関する課題は、家族・地域住民・行政がともに協力し合って取り組むべきものだと思う」が 45.1%と最も多くなっています。

地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域のネットワーク体制を整えることが必要です。

【施策の方向性】

市民が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みの構築を図ります。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。 ○隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。 ○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。 ○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	災害ボランティアセンター運営事業	特定財源（共同募金）	災害時	社会福祉協議会	市民	災害ボランティアセンターを開設し	被災者と災害ボランティアのニーズ・マッチング・グルーピングを	行う

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	地域包括ケアシステム推進協議会運営事業	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 保健福祉課	高齢者	地域包括ケアシステム推進協議会及び専門部会を開催することで	医療・介護・住まい・保健（予防）・生活支援が一体的に提供される地域体制を	構築する
2	子どもの貧困対策事業	市単独	通年	田川市 保健福祉課	貧困状態にある家庭の子ども及び保護者	①子どもの貧困に関する指標に係るデータ収集・分析により ②子どもの貧困対策関連事業を実施する各課のヒアリングにより ③田川市子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催により	①本市の状況を ②現行事業の進捗状況等を ③子どもの居場所づくり事業に取り組む団体間の相互連携及び情報交換を	①把握する ②把握する ③推進する
3	地域子育て支援事業【再掲】	国・県補助	通年	田川市 子育て支援課 （子育て支援センター）	乳幼児、0～18歳の児童及び保護者	電話、来所（面接）で	子育て中の保護者及び子育て等に不安、心配等がある保護者の相談対応、子育て支援を	行う
4	一時保育事業	国・県補助	通年	田川市 子育て支援課	・保護者の傷病等により一時的、緊急的に自宅で保育できない乳幼児 ・育児に伴う心理的、肉体的な負担の解消を図りたい保護者	中央保育所及び伊田保育園において保育士を加配し	一時的、緊急的な理由等により家庭で保育できない乳幼児を	保育する

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。（事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。）

No.	活動指標							担当部署
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
1	災害時にボランティアセンターの開設		災害発生時開設	災害発生時開設	災害発生時開設	災害発生時開設	災害発生時開設	社会福祉協議会
	災害ボランティアセンター運営訓練の開催	回	1	1	1	1	1	

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	推進協議会の開催（各専門部会の統括・進捗管理等）	回	1	1	1	1	1	保健福祉課	福祉政策係
	医療・介護・住まい部会（医療と介護の情報共有の仕組みづくり等）	回	2	2	2	2	2		
	保健（予防）・生活支援部会他１部会（一般介護予防等の推進等）	回	4	4	4	4	4		
2	指標に係る本市、県及び国のデータ収集・分析	回	1	1	1	1	1	保健福祉課	福祉政策係
	現行事業の進捗等把握（担当部署ヒアリング）	回	1	1	1	1	1		
	田川市子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催	回	2	2	2	2	2		
3	子育て支援センター講座参加者数	人	400	400	400	400	400	子育て支援課	子ども未来係
	子育て支援センター来館者数	人	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
4	一時保育事業延利用者数	人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	子育て支援課	子ども未来係
	一時預かり保育（幼稚園型）利用者数	人	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
5	障がい児保育事業	市単独	通年	田川市 子育て支援課	保育所に通う障害児及びその保護者	保育所運営費（公定価格）の障害児加算（療育加算A）を受けていない保育所に対し、補助金を交付し	保育所に入所する障害児を	保育する
6	病児・病後児保育事業	国・県補助	通年	田川市 子育て支援課	保護者の就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な世帯（対象児童：生後3か月～小学6年生まで）	専用施設（田川市病児病後児保育室）において	病中、病後の児童を	保育する
7	子育て短期支援事業	国・県補助	随時	田川市 子育て支援課 （委託先） 鞍手乳児院	0～18歳未満の児童の保護者	本人の申請により	0～18歳未満の児童を	市が委託している施設において養育・保護を行う
8	生活支援体制整備事業【再掲】	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会（一部）	65歳以上の市民	住民を主体とし、行政区単位で取組む	地域の「つながり」の再構築を目指した	ネットワークを構築する
9	地域包括支援センター運営事業【再掲】	その他（介護保険地域支援事業交付金）	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 田川市社会福祉協議会（一部）	65歳以上の市民	医療、介護などの多職種や地域住民の代表により地域のネットワークの構築や地域課題の抽出、対策等を行い	①保健・医療・福祉に関する相談・支援等について ②地域包括ケアシステムの	①包括的かつ継続的に対応する ②構築に取り組む

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。（事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。）

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
5	障がい児保育実施保育所	施設	5	5	5	5	5	子育て支援課	子ども未来係
6	利用希望者の受入率	%	100	100	100	100	100	子育て支援課	子ども未来係
	年間延利用数	人	200	200	200	200	200		
7	延利用者数	人	21	21	21	21	21	子育て支援課	子育て給付係
	広報による相談窓口の周知	回	1	1	1	1	1		
	ホームページへの掲載	回	12	12	12	12	12		
8	地域ほっとネットワーク	区	40	41	42	43	44	高齢障害課	高齢介護係
9	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	高齢介護係

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
10	緊急ショートステイ事業	市単独	通年	田川市 高齢障害課 （委託先） 契約している老人ホーム	・概ね 65 歳以上の高齢者 ・養護者による虐待を受けている高齢者 ・基本的生活習慣の欠如や身体機能の低下により自立が困難な高齢者 ・老老介護による被介護高齢者 ・介護保険の規定による要介護認定または要支援認定を受けている高齢者	一時的に被保護者を養護老人ホーム等の施設に保護することで	介護や生活支援サービスを	提供する
11	バリアフリーマップ整備事業【再掲】	市単独	通年	田川市 高齢障害課	市民	県が運営する「ふくおかバリアフリーマップ」に市内施設のバリアフリー情報を登録し	障がい者等の社会参加の促進を	図る
12	放課後児童健全育成事業	国・県補助	通年	田川市 教育委員会 学校教育課 （委託先）共立メンテナンス	保護者が就労などで家にいない家庭の児童（小学校１年生～6 年生）	小学校の空き教室などを利用して	親等が就労を終えて迎えに来るまでの間、遊びや学習の支援、生活習慣についての指導を	行う

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。（事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。）

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
10	入所日数	日	42	30	30	30	30	高齢障害課	高齢介護係
11	「ふくおかバリアフリーマップ」情報追加・更新件数	件	10	10	10	10	10	高齢障害課	障害者支援係
12	児童クラブ利用者数	人	791	791	791	791	791	学校教育課	学校教育係

第6章　成果指標と目標値

第6章　成果指標と目標値

第6次田川市総合計画に位置付けられている成果指標と目標値の中で、地域福祉計画の基本目標の取組が該当するものを抽出し、整理しました。

基本目標1　互いに支え合う人づくり

成果指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
福祉に関する課題について、家族・地域住民・行政が共に協力し合って取り組んでいる、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】	―	52.1%

基本目標2　互いに支え合う地域づくり

成果指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
各種健(検)診や保健指導が充実している、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】	63.1%	95.8%
障がい者の福祉サービスや社会参加への取り組みが進んでいる、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】	35.5%	37.0%
高齢者の生きがいづくりや介護予防の取り組みが進んでいる、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】	39.2%	51.3%
医療・介護が充実し、安心して生活できる環境が整っている、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】	38.8%	40.4%

基本目標3　互いに支え合う体制づくり

成果指標		現状値 （令和元年度）	目標値 （令和 7 年度）
母子の健康をサポートする環境が整っている、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】		44.3%	46.1%
出産後、退院してからの1か月程度の間、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと思う割合		84.1% （平成 30 年度）	89.1%
乳幼児健診受診率	4か月	97.8%	98.3%
	8か月	95.8%	96.3%
	1歳6か月	96.9%	97.4%
	3歳	92.8%	93.3%
安心して子育てできる環境が整っている、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】		43.3%	63.3%
障がい者等相談実人数		316人 （平成 30 年度）	400 人
生活困窮者自立相談支援機関への相談件数		70件 （平成 30 年度）	80 件
地域での見守り体制の構築実施地区割合		33地区 （平成 30 年度）	50 地区
社会的弱者の暮らしを支える制度が整っている、と感じている市民の割合 【第6次田川市総合計画　市民意識調査】		28.7%	29.9%

第7章　新たな地域福祉の課題と取組

第7章　新たな地域福祉の課題と取組

○　重層的支援体制整備に向けた取組

1　社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるといった 8050 問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本市でも地域共生社会の実現に向けた取組を推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。

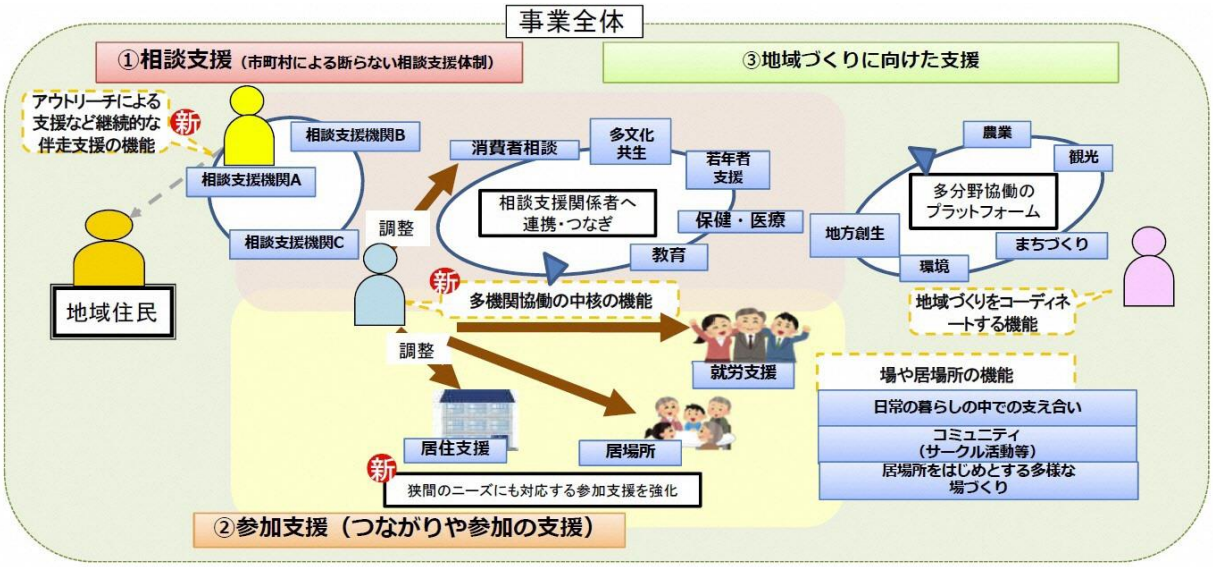

2 各事業の基本的な考え方

(1)相談支援事業

地域福祉を所管する保健福祉課、生活困窮者福祉を所管する生活支援課、高齢者福祉及び障がい福祉を所管する高齢障害課並びに児童福祉を所管する子育て支援課が中心となり、各支援機関との連携を図り実施を検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置及び体制づくりを目指します。

(2)参加支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためのコーディネーター機能が不足しているため、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

各相談支援機関のコーディネート機能を持つ包括的支援相談窓口で受け止めることで、複雑化・複合化した事例については他機関協働事業へつなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できる体制づくりを目指します。

(3)地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつなぎができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めていない人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

(5)多機関協働事業

社会福祉協議会の悩みごと相談事業など市内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

○　再犯防止推進に向けた取組

田川市再犯防止推進計画

〔令和4年度～令和8年度〕

1 趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には 49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が重要であり、刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障害等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に繋がります。

このような中、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して 地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これらを踏まえ、本市においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、ここに「再犯防止推進計画」を策定し、施策を推進することとします。

2 位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

5 犯罪情勢等について

(1)全国及び本市の刑法犯認知件数の推移

【刑法犯認知件数の推移(全国)】

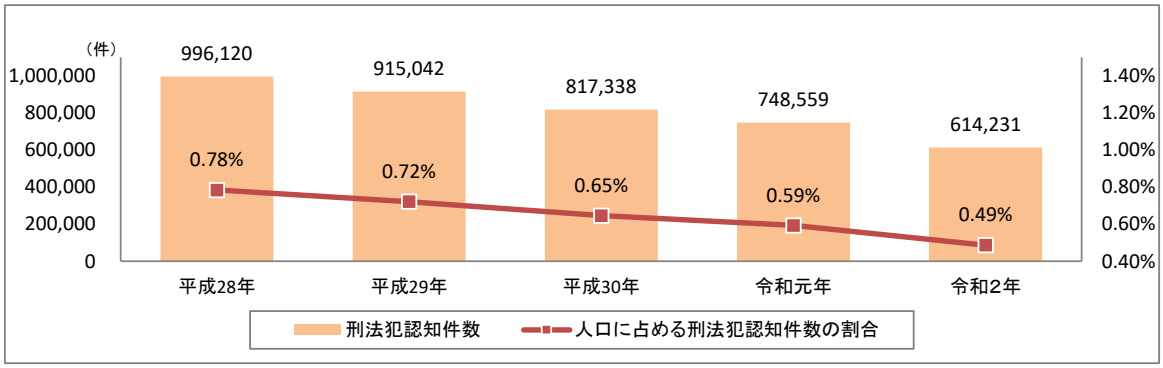

資料:警察白書

【刑法犯認知件数の推移(田川市)】

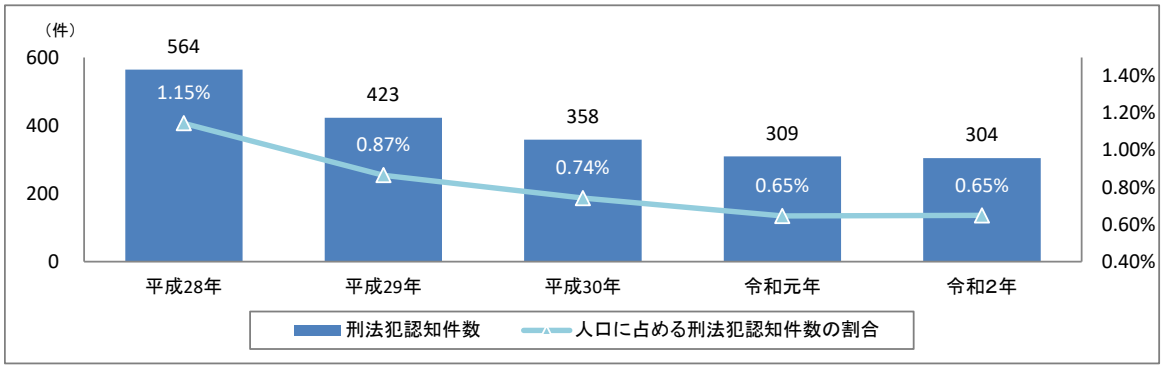

資料:福岡県警察ホームページ(https://www.police.pref.fukuoka.jp/keiji/keiso/004.html)

(2)全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

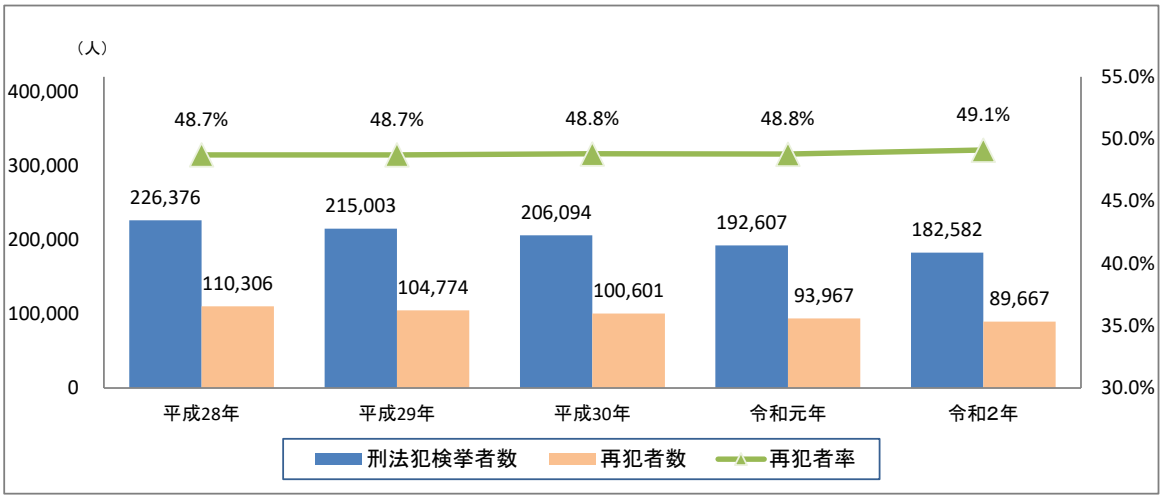

資料:法務省福岡矯正管区更生支援企画課

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。
※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 現状と課題

(1)犯罪情勢等のデータを踏まえて

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティー機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。また、田川市の認知件数も減少傾向にあるものの、人口に占める刑法犯認知件数の割合は、全国よりも高い状況が続いており、さらなる防犯体制の強化が望まれるところです。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

(2)本市アンケート調査結果を踏まえて

①再犯防止のための民間協力者の認知度について(複数回答)

「保護司」が 66.5%で最も高く、次いで「更生保護施設」56.0%、「少年補導員」」52.2%の順となっています。田川保護区保護司会田川支部では令和3年度12月現在、29 人の保護司が活動していますが、全国的にみても保護司は近年減少しており、民間ボランティアである保護司の活動を支援することが求められます。

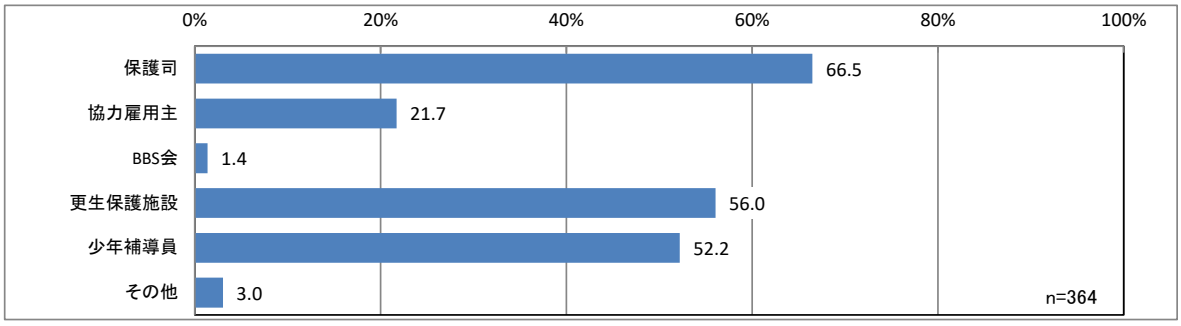

②再犯防止のために必要な対応について（複数回答）

具体的に必要だと思うものとして、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じたきめ細やかな指導や支援を充実する」が 53.8%で最も多く、次いで「仕事と住居を確保して、安定した生活基盤を築かせる」49.2%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」40.7%の順となっています。こうした具体的な施策を実施するためには、国と地方公共団体が連携を強化し、地域の実情等を踏まえた働きかけや支援を実施する体制の整備が必要です。

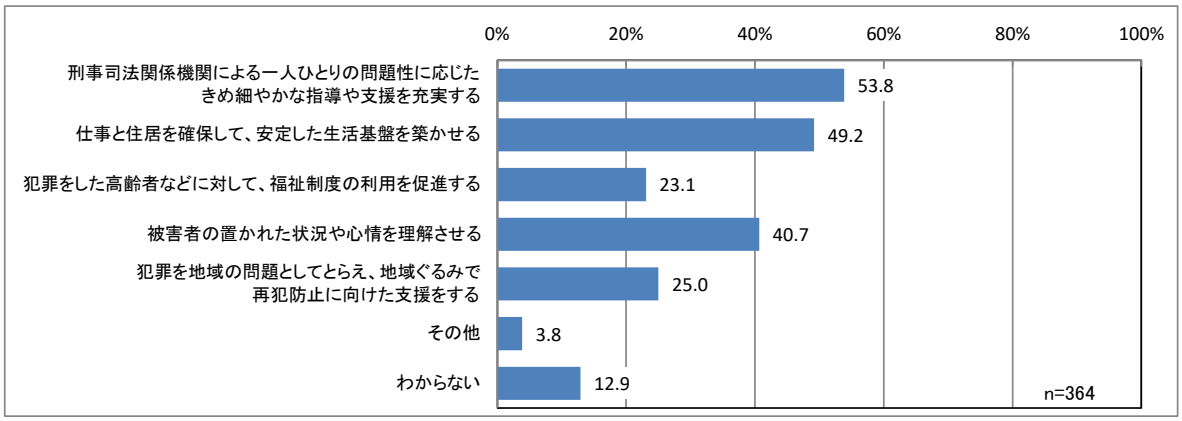

③犯罪をした人の立ち直りへの協力について

協力したいと「思う」「どちらかといえば思う」が 40.4%、「どちらかといえば思わない」「思わない」が 48.4%となっています。このことからも、安全安心に暮らせる地域社会の実現と、犯罪をした人の社会復帰の支援をどのように両立させるかを、地域住民の意見を尊重しつつ検討していくことが重要であると考えられます。

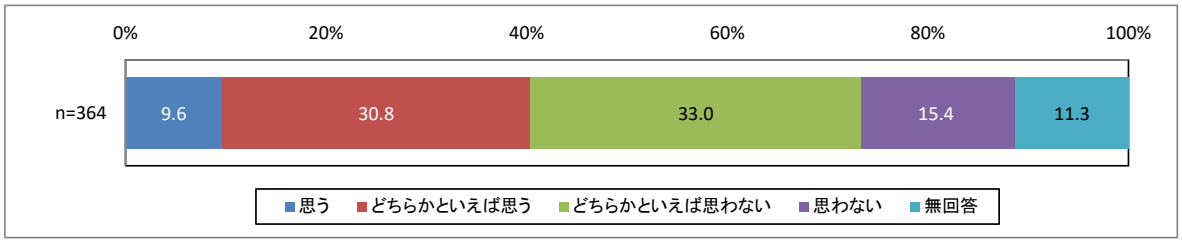

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1)国の取り組み（再犯の防止等の推進に関する法律 第 11 条～第 23 条）

国においては、矯正施設（刑務所少年院等）における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

〇特性に応じた指導及び支援等
〇就労の支援
〇非行少年等に対する支援
〇就業の機会の確保等
〇住居の確保等
〇更生保護施設に対する援助
〇保健医療サービス及び福祉サービスの提供
〇関係機関における体制の整備等
〇再犯防止関係施設の整備
〇情報の共有、検証、調査研究の推進等
〇社会内における適切な指導及び支援
〇国民の理解の増進及び表彰
〇民間の団体等に対する援助

(2)市として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

【市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

主な取り組み
〇保護司会や協力雇用主などの民間協力者が再犯防止に果たす役割や、地域における再犯防止活動の推進に対する理解を深めましょう。

【田川市の取り組み】

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
1	生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮者自立支援機関)	国補助	随時	田川市 生活支援課 (委託先) 田川市社会福祉協議会	生活困窮者 (犯罪等の前歴のために定職に就くことや住宅に困窮している刑務所出所者等含む)	人的支援(面談、アセスメント、支援プラン、就労支援等)を行い、公共職業安定所などの関係機関と連携して改善更生に協力する民間雇用主(協力雇用主)を斡旋し	就労の確保を	図る
						人的支援(面談、アセスメント、支援プラン、就労支援等)を行い、離職者住居支援給付金等の活用や更生保護施設など関係機関との連携により	住居の確保を	図る
2	市営住宅運営事業	国補助	通年	田川市 建築住宅課 (委託先) (一財)田川市住宅管理公社	市営住宅及び汚水処理施設の利用者 (住宅に困窮している刑務所出所者等含む)	ホームページや広報紙で住宅に困窮する低額所得者に対して公営住宅の入居募集を行い	住居の確保を	図る
3	地域包括支援センター運営事業【再掲】	その他(介護保険地域支援事業交付金)	通年	田川市 高齢障害課 (委託先) 田川市社会福祉協議会 (一部)	65 歳以上の市民 (高齢者で自立した生活を営むことが困難な刑務所出所者等含む)	介護や健康、福祉、医療など生活全般の悩みを受け付け、専門職が連携して対応し	必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう高齢者や家族への支援を	行う
4	地域生活支援事業(相談支援事業)【再掲】	国・県補助	通年	田川市 高齢障害課	障がい者(児) 保護者又は介護者 (障害者で自立した生活を営むことが困難な刑務所出所者等含む)	田川地区障がい者基幹相談支援センターを活用し、相談内容に応じた、適切な情報提供と権利擁護の支援を実施して	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を	行う

※既出の同一事業がある場合は、【再掲】と記載しています。(事業名が同じでも事業内容が異なる場合は再掲としません。)

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
1	生活困窮者自立支援相談機関への相談者数	人	80	80	80	80	80	生活支援課	自立支援係
2	―	―	―	―	―	―	―	建築住宅課	住宅管理係
3	相談件数	件	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	高齢障害課	高齢介護係
4	―	―	―	―	―	―	―	高齢障害課	障害者支援係

No.	事業名	事業区分	事業概要			事業内容		
			実施時期	実施主体	対象者	どのような方法で	何を	どうする
5	社会福祉団体への支援	市単独	通年	田川市 保健福祉課	更生保護法人筑豊宏済会 田川保護区保護司会	犯罪をした人の自立更生に必要な援護を行うとともに、犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民の福祉の向上に取り組んでいる団体に補助金を交付することで	団体の運営を	支援する
						保護司会と連携し「社会を明るくする運動」を実施することで	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を	築く
6	青少年対策事業費	市単独	通年	田川市 文化生涯学習課	市内青少年	青少年育成関係団体等と連携し、青色パトロール車巡回活動、夜間街頭補導活動、立入調査、青少年非行・被害防止キャンペーンを実施することで	次世代を担う青少年の安全と健やかな成長を	築く
7	防犯事業	市単独	通年	田川市 安全安心まちづくり課	市民	田川市安全安心まちづくり推進協議会とともに、防犯、暴力絶滅、暴力団追放等各種啓発活動を実施することにより	市民の生活を守り、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を	築く

No.	活動指標							担当部署	
	項目	単位	R3 見込	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	課	係
5	団体への補助金交付の完了	件	2	2	2	2	2	保健福祉課	福祉政策係
	「社会を明るくする運動」の実施	回	1	1	1	1	1		
6	立入調査の実施	回	2	2	2	2	2	文化生涯学習課	学習振興・人権教育係
	少年の主張大会参加者	人	300	300	300	300	300		
	青色パトロール車の運行(1 日あたり)	校区	2	2	2	2	2		
7	指導員による相談業務、パトロール活動日数	日	334	122	122	122	122	安全安心まちづくり課	防災安全対策室
	各種啓発活動参加人数	人	0	124	124	124	124		

○ コロナが及ぼす地域福祉への影響と今後の対応に向けた取組

1 社会の現状と課題

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月1日に中国・武漢の患者が原因不明の肺炎を発症したことが始まりと言われています。その後、海外に広まった感染は、数か月でパンデミック（世界的大流行）となり、日本では令和2年1月15日に最初の感染者が確認されました。令和4年1月現在、全世界の累計感染者数は3億6千万人、日本の感染者数は235万人を超えています。

この新型コロナウイルス感染症は、各地で医療の逼迫や崩壊の危機を引き起こしました。更に、時短営業や外出自粛等によって観光や飲食業等のさまざまな業種にも経済的な影響を与えています。それは、雇用や労働条件の悪化にそのままつながり、明日の生活すらままならない人が多数生まれる事態となりました。

日本では、令和3年の7月から9月にかけて第5波と言われる感染の大きな波が起きましたが、全国にワクチン接種が浸透するにつれて、感染が収まりつつありました。しかし、その後変異種であるオミクロン株による感染が広がり、現在、第6波の渦中にある状況です。

そうした中で、一時回復していた社会機能も再び打撃を受け、人々の生活に影響を与えています。社会や経済をいかに継続させるか、また、医療提供体制の維持を図りつつ、感染防止にいかに取り組んでいくかが社会全体の課題です。

私たちの日常生活も大きく変わりました。「普通であること」「ふだんの暮らし」「社会的なつながり」などあらゆることが今までにない事態に直面しています。身体的距離の確保やマスクの着用、手指消毒等の徹底をはじめとした、新しい生活様式（ライフスタイル）に基づいた対応が一人ひとりに求められています。

同様に、地域福祉活動においても、今までのように集いふれあうといった方法が困難になった反面、地域での助け合い、支え合いの重要性は一層増していると言えます。

2 施策の方向性と今後の対応

ウィズコロナが定着しつつある現在の社会においては、感染の段階（フェーズ）によって、その状況に応じた適切な対応が必要となっています。

本市では、これまで感染の状況に応じた様々な対応を行ってきました。マスクや消毒液が不足した際には、不織布マスクや次亜塩素酸ナトリウムの無料配布を行いました。また、市ホームページで常に最新情報を更新するとともに、防災行政無線では毎日放送を行い、市民の皆さんへの情報提供及び注意喚起を行っています。市広報紙では、感染予防対策や国・県の方策、市の独自支援等を周知しました。市の施設や行事については、感染状況を見ながら、施設の維持や事業の継続又は延期、中止等の対応を検討、実施してきました。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症発生時においては、こうした市の公的支援を継続する一方で、地域の力を維持することが今後ますます重要となってきます。

そのため、市では、今後とも感染症やその対策・対応等の適切な情報を発信するとともに、それぞれが身近な地域で、人と人がつながる活動が継続できるような方策を検討します。

具体的には、感染拡大防止の観点を踏まえつつ、関係機関や団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的なつながりづくりの強化や、誰も取りこぼさない要援護者の支援、どんな時でもつながりが途切れない環境及び体制の整備など、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

第8章　計画の進行管理と周知

第8章　計画の進行管理と周知

1　計画の進行管理

地域福祉計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、年一回、社会福祉協議会及び庁内関係課に対して関連事業のヒアリングを行い、事業の進捗状況を把握するとともに、関係機関の連携による円滑な計画の推進を図ります。

また、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表者等からなる田川市地域福祉計画策定・推進会議を設置しており、定期的に会議を開催します。委員に対し、事業ごとに設定した活動指標の進捗状況を報告し、本計画についての意見・助言をいただき、各取り組みに反映させます。

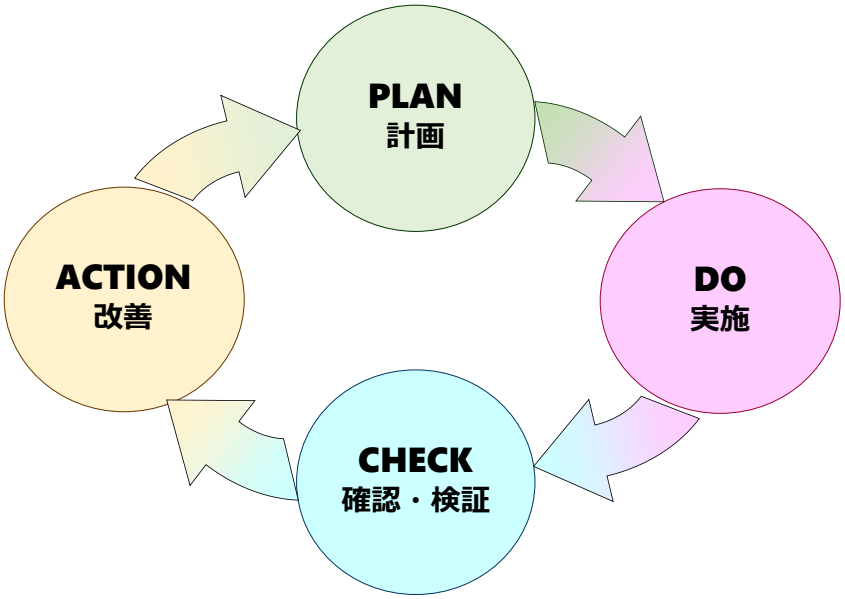

※「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（確認・検証）」「ACTION（改善）」のプロセスを順に実施していくものです。

2　計画の周知

本計画の実施状況に係る情報を、広く市民に周知していくため、市広報紙や田川市ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、市民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

資 料 編

資 料 編

田川市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱

（設置）

第1条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、田川市地域福祉計画に住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、田川市地域福祉計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　会議は、次に掲げる事項に関して意見を述べ、又は助言を行う。

⑴　田川市地域福祉計画の策定に関すること。

⑵　田川市地域福祉計画の推進に関すること

⑶　その他地域福祉の推進に関すること。

（組織）

第3条　会議は、委員10人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　保健医療関係者

⑶　福祉関係者

⑷　市民代表者

⑸　その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、会議の会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条　会議の庶務は、市民生活部保健福祉課において処理する。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附　則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

田川市地域福祉計画策定・推進会議　委員名簿（令和4年1月現在）

（敬称略）

	委員名	団体名・役職	区分
委員長	村　山　浩一郎	公立大学法人　福岡県立大学 人間社会学部　教授	学識経験者
副委員長	藤　下　　敏	一般社団法人　田川医師会 理　事	保健医療関係者
委　員	石　川　佳　美	福岡県田川保健福祉事務所 社会福祉課長	福祉関係
委　員	國　松　茂　雄	社会福祉法人田川市社会福祉協議会 会　長	福祉関係
委　員	辻　　孝	田川市民生委員児童委員協議会 理　事	福祉関係
委　員	有　吉　昭　治	田川市校区活性化協議会 中央校区活性化協議会　会長	市民代表者 （地区関係）
委　員	圖　師　利　雄	田川市区長会 専務理事	市民代表者 （地区関係）
委　員	圓垣内　正　己	田川市障害者団体連絡協議会 事務局長	市民代表者 （障害者関係）
委　員	安　部　真理子	田川地区保育協会　田川市支部 田川鎮西保育園　園長	市民代表者 （子育て関係）

市民アンケート調査票

田川市の地域福祉に関する市民アンケート調査

～調査ご協力のお願い～

市民の皆さまには、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指し、平成２８年度に「田川市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、市民と関係機関及び田川市が連携し、地域住民が互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを、ともに考え、進めていこうとするものです。

今回、この計画の期間が満了することから、「第２次田川市地域福祉計画」を策定することとしました。それに伴い、「地域福祉」に対する皆さんのご意見をいただくことで、「第２次田川市地域福祉計画 」策定にあたっての貴重な資料とさせていただくとともに、今後の福祉施策の推進に役立てるため、本調査を実施します。

なお、今回の調査は、本市在住の１８歳以上の方から、１，０００人を選ばせていただきました。調査票は無記名で、個々の回答内容が他に漏れたり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ありません。

大変お忙しい中、恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

令和 3年 7月

田川市長　二場　公人

～ご記入にあたっての注意事項～

1. 宛名の方ご本人がお答えください。（ご家族と相談いただいても結構です。）また、ご本人が記入できない場合は、ご家族がご本人のお考えを聞きながらご記入ください。

2. 回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（　）の中に記入してください。

3. 選択する答えの数は「<u>１つ</u>」「<u>２つまで</u>」などの条件にしたがってください。
なお、「２つまで選んでください。」としているものは、**１つでもかまいません。**

4. ご記入後は、回答用紙だけを同封の返信封筒（切手不要）に入れ、７月 31 日（土）までに投函するか、右のQRコードを読み取ってWEBで回答してください。

5. ご不明の点は、下記までお問い合わせください。
田川市役所　市民生活部　保健福祉課　福祉政策係
電話　0947－85－7118（直通）

○地域福祉とは？ 地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。	**○ボランティア活動とは？** ボランティア活動は、自らすすんで、自分の考えで、身近にあるさまざまな問題に取り組んでいく活動です。 このアンケート調査では、目的に基づいたボランティアのほか、自治会や町内会などによる地縁に基づくボランティアも含みます。
○市町村地域福祉計画とは？ 社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が、地域福祉推進の主体である住民の参画を得て、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。	**○日常生活支援とは？** 日常生活に不安のある方が、地域で安心して暮らせるように手助けすることです。

1．ご近所づきあいについて

問 1　あなたの考える「地域」の範囲を「1つ」選んでください。

1 組の範囲
2 区の範囲
3 中学校区の範囲
4 その他（　　）

問 2　あなたは、ご近所とのの程度のお付き合いをしていますか。「1つ」選んでください。

1 なにか困ったときは助け合えるような親しい人がいる。
2 お互いに訪問し合う人がいる。
3 立ち話のできる人がいる。
4 あいさつを交わす程度の人がいる。
5 ほとんど付き合いがない。
6 近所にどんな人が住んでいるかわからない。
7 その他（　　）

問 3　あなたは、ご近所づきあいを広げたいと思いますか。「1つ」選んでください。

1 もっと広げたい。
2 今までのままでよい。
3 もっと狭くしたい。

問 4　あなたは、ご近所との付き合いで、これからどんなことが大切になると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを「2つまで」選んでください。

1 日常のあいさつなどによる、人と人のふれあい。
2 高齢者・障がい者・子どもの見守りなどの支援。
3 健康づくりや生きがいづくりの場づくり。
4 日常生活で困ったときの助け合い。
5 町内活動など、自分たちの町を大切にする取り組み。
6 防災活動や災害のときの助け合い。
7 病気・けがなどの緊急時の助け合い。
8 大切なことは特にない。
9 その他（　　）

問 5　あなたの地域では、地域で解決すべき問題についての話し合いの場や機会はありますか。また、あなたは参加していますか。「1つ」選んでください。

1 話し合いの場や機会があり、参加している。
2 話し合いの場や機会があるが、参加していない。
3 話し合いの場や機会がない。
4 話し合いの場や機会があるかどうかわからない。

問 6　あなたは、行政区（区・組）に加入することについてどう思いますか。「1つ」選んでください。

1 加入した方が良い。
2 加入しない方が良い。

問 7　問6で「1加入した方が良い。」と答えた方にお聞きします。そう思う主な理由を「1つ」選んでください。

1 ごみ収集場所の使用や、地域の美化活動に参加したいから。
2 祭や育成会、老人会など、地域の活動に参加したいから。
3 「広報たがわ」の配布など、地域の情報を得たいから。
4 災害が起きたときに助け合うため。
5 空き巣や盗難事件などの犯罪を防ぐため。
6 ご近所づきあいが楽しいから。
7 参加しないと住みづらくなるから。
8 その他（　　）

問 8　問6で「2加入しない方が良い。」と答えた方にお聞きします。そう思う主な理由を「1つ」選んでください。

1 役員になりたくないから。
2 ご近所づきあいが面倒だから。
3 金銭的な負担があるから。
4 他にやることがあって忙しいから。
5 興味のある行事や地域活動がないから。
6 1人で参加するのが心細いから。
7 加入の仕方がわからないから。
8 その他（　　）

2．日常生活支援体制について

問 9　普段生活する中で、あなたは現在どのような悩みや不安を感じていますか。あてはまるものを「すべて」選んでください。

1 経済的に生活できるか不安である。
2 身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない。
3 日頃、親しく付き合う仲間が地域にいない。
4 病気になったときなど困ったときに、頼れる人が身近にいない。
5 子育てがうまくできるか不安である。
6 気軽に相談できる相手や場所がない。
7 特に悩みや不安は感じていない。
8 その他（　　）

問 10　あなたが日常生活で悩みや不安を感じたとき、どこに相談したいですか。あてはまるものを「すべて」選んでください。

1 家族
2 親戚
3 友人・知人
4 隣近所の人
5 行政区（区・組）
6 民生委員
7 市役所・地域包括支援センター
8 社会福祉協議会
9 医療機関
10 福祉施設
11 民間の相談機関（電話相談含む。）
12 相談できる人がいない。
13 その他（　　）

問 11　あなたが日常生活でこまったとき、地域で何をしてほしいですか。「2つまで」選んでください。

1 災害時や急病などの緊急時の対応。
2 安否確認の声かけ。
3 話し相手。
4 外出（通院など）の介助。
5 ちょっとした買い物。
6 短時間の子どもの預かり。
7 食事作り。
8 掃除、洗濯。
9 ゴミ出し。
10 何もしてほしくない。
11 その他（　　）

問 12　問11で「10 何もしてほしくない。」と答えた方にお聞きします。そう思う主な理由を「1つ」選んでください。

1 人に頼むのは申し訳ない。
2 顔見知りの人に頼むのは気まずい、恥ずかしい。
3 よく知らない人に頼むのは不安だ。
4 他人を家の中に入れたくない。
5 他人に頼らず自分で何とかしたい。
6 地域の人に自分の生活を干渉されたくない。
7 その他（　　）

問 13　地域で困っている方がいたら、その方やご家族に対して、あなたができることは何だと思いますか。「2つまで」選んでください。

1 災害時や急病などの緊急時の対応。
2 安否確認の声かけ。
3 話し相手。
4 外出（通院など）の介助。
5 ちょっとした買い物。
6 短時間の子どもの預かり。
7 食事作り。
8 掃除、洗濯。
9 ゴミ出し。
10 何もできない。したくない。
11 その他（　　）

問 14　問13で「10 何もできない。したくない。」と答えた方にお聞きします。そう思う主な理由を「1つ」選んでください。

1 他人の家の中に入りたくない。
2 トラブルに巻き込まれるのが怖い。
3 方法がわからない。
4 時間的に余裕がない。
5 子育てや介護の必要な家族がいる。
6 体調が良くない。
7 情報がない。
8 関心がない。
9 他人に頼らず自分で何とかするべきだ。
10 その他（　　）

問 15　あなたが地域活動に協力できる時間は、どの程度ですか。「1つ」選んでください。

1　1年に1日以内。　　2　半年に1日程度。
3　2ヶ月に1日程度。　　4　月に1日程度。
5　月に2～3日　　6　協力できない。
7　その他（　　）

3．ボランティア活動について

問 16　あなたは、ボランティア活動をしていますか。「1つ」選んでください。

1　参加したことがある。　　2　参加している。
3　参加したことがない。

問 17　問16で「1 参加したことがある。」または「2 参加している。」と答えた方にお聞きします。あなたはこれまでにどのようなボランティア活動に参加したことがありますか。活動した分野であてはまるものを「すべて」選んでください。

1　子ども　　2　高齢者
3　障がい者　　4　まちづくり
5　自然・環境　　6　災害・防犯
7　その他（　　）

問 18　問16で「1 参加したことがある。」または「2 参加している。」と答えた方にお聞きします。どのような理由でボランティア活動に参加しましたか。あてはまるものを「2つまで」選んでください。

1　地域をよりよいものにしたいから。　　2　隣近所とのふれあいを求めて。
3　自分自身の勉強や意識向上のため。　　4　周囲の人に勧められたから。
5　行政区（区・組）、PTAなどの関わりから。
6　その他（　　）

問 19　問16で「3 参加したことがない。」と答えた方にお聞きします。今後、ボランティア活動をしたいですか。「1つ」選んでください。

1　したい。　　2　したいと思わない。

問 20　問19で「1 したい。」と答えた方にお聞きします。活動していない理由は何ですか。あてはまるものを「2つまで」選んでください。

1　仕事などで忙しい。　　2　子育てや介護の必要な家族がいる。
3　体調が良くない。　　4　家族の協力がない。
5　参加の方法がわからない。　　6　興味のある活動がない。
7　一緒に参加する人がいない。　　8　やってみたいがきっかけがない。
9　その他（　　）

問 21　あなたの普段の暮らしの中で、今重要だと思われる福祉に関するボランティア活動を「2つまで」選んでください。

1　子育て親子への支援　　2　母子・父子家庭への支援
3　高齢者への支援　　4　介護をする人への支援
5　身体障がい者への支援　　6　知的障がい者への支援
7　精神障がい者への支援　　8　引きこもり・ニートへの支援
9　生活面や経済的に困っている人への支援
10　その他（　　）

問 22　あなたは、ボランティア活動の情報をどこから得たいと思いますか。あてはまるものを「2つまで」選んでください。

1　広報たがわ　　2　田川市社協だより「ネットワーク」
3　市のホームページ　　4　市役所・地域包括支援センターの窓口
5　社会福祉協議会の窓口　　6　行政区（区・組）などの回覧板
7　民生委員・児童委員　　8　医療機関・福祉施設
9　新聞・雑誌・チラシ・パンフレット　　10　テレビ・ラジオ
11　口コミ（友人や知人など）
12　その他（　　）

問 23　ボランティア活動を活性化するためには、市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。特に必要と思うものを「2つまで」選んでください。

1 ボランティア活動の重要性の意識啓発。
2 学校での福祉教育の充実。
3 ボランティア活動情報の提供（広報紙など）。
4 活動者やリーダーの養成。
5 気軽に参加できる体制整備。
6 知識や技術を学べる機会や体験の場の充実。
7 ボランティア同士の交流の場の提供。
8 ボランティア活動での悩みや問題を相談できる窓口の充実。
9 取り組む必要はない。
10 その他（　　）

4．再犯防止について

問 24　あなたは、犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する民間協力者として次の方々がいることを知っていますか。知っているものを「すべて」選んでください。

1 保護司
2 協力雇用主
3 BBS会
4 更生保護施設
5 少年補導員
6 その他（　　）

問 25　あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを「すべて」選んでください。

1 刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じたきめ細やかな指導や支援を充実する。
2 仕事と住居を確保して、安定した生活基盤を築かせる。
3 犯罪をした高齢者などに対して、福祉制度の利用を促進する。
4 被害者の置かれた状況や心情を理解させる。
5 犯罪を地域の問題としてとらえ、地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする。
6 その他（　　）
7 わからない。

問 26　あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。「1つ」選んでください。

1 思う。
2 どちらかといえば思う。
3 どちらかといえば思わない。
4 思わない。

5．福祉について

問 27　あなたは福祉に関する情報をどこから入手していますか。「2つまで」選んでください。

1 広報たがわ
2 田川市社協だより「ネットワーク」
3 市のホームページ
4 市役所・地域包括支援センターの窓口
5 社会福祉協議会の窓口
6 行政区（区・組）などの回覧板
7 民生委員・児童委員
8 医療機関・福祉施設
9 新聞・雑誌・チラシ・パンフレット
10 テレビ・ラジオ
11 口コミ（友人や知人など）
12 その他（　　）

問 28　あなたの福祉に対する考え方はどれにちかいですか。「1つ」選んでください。

1 困ったことが起きたときは、家族や親類縁者で何とかすべきだと思う。
2 困っている人がいたら、地域で助け合うべきだと思う。
3 福祉は行政の責任で行うべきだと思う。
4 福祉に関する課題は、家族・地域住民・行政がともに協力し合って取り組むべきものだと思う。
5 わからない。
6 その他（　　）

問 29　今後、地域福祉の推進のために田川市が取り組むべき項目は、次のうちどれだと思いますか。特に必要と思うものを「2つまで」選んでください。

1 身近な相談窓口の充実。
2 災害時や急病などの緊急時の対応。
3 健康づくり活動への取り組み。
4 福祉サービスや福祉活動などの情報提供。
5 福祉教育の充実や、地域福祉活動のリーダー育成等、地域福祉の住民の意識を高める。
6 各地域での様々な世代の交流の推進等、地域福祉活動団体ネットワークづくり。
7 地域住民や福祉ボランティア団体、民生委員などの地域福祉活動団体への支援。
8 その他（　　）
9 特になし。

問 30　今後、地域福祉の推進のために市民が取り組むべき項目は、次のうちどれだと思いますか。
特に必要と思うものを「2つまで」選んでください。

1　ボランティアや地域活動の参加を増やすこと。
2　地域の住民同士の交流の機会を増やすこと。
3　災害に備えて地域で協力し合うこと。
4　お年寄りや子ども、障がい者に対し日頃から見守りなどを行うこと。
5　地域の福祉に関する施策や事業の計画・評価に市民が参画すること。
6　地域福祉活動への関心を市民自らが高めること。
7　その他（　　）
8　特になし

問 31　「互いに支えあい誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり」のための取り組みについて、
ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

（　　）

6．あなたについて

問 32　あなたの年齢を「1つ」選んでください。

1　18～29歳　　2　30～49歳
3　50～64歳　　4　65～74歳
5　75歳以上

問 33　あなたのお住まいの中学校区はどちらですか。「1つ」選んでください。

1　猪位金中学校　　2　伊田中学校
3　金川中学校　　4　後藤寺中学校
5　田川中学校　　6　中央中学校
7　鎮西中学校　　8　弓削田中学校

問 34　あなたの職業を「1つ」選んでください。

1　勤めている（常勤）　　2　勤めている（パート等）
3　自営（商工業）　　4　自営（農林水産業）
5　主婦・主夫　　6　学生
7　無職
8　その他（　　）

問 35　あなたの世帯の構成を「1つ」選んでください。

1　1人暮らし　　2　夫婦のみ
3　親と子の二世代　　4　親と子と孫の三世代
5　その他（　　）

問 36　あなたのお住まいを「1つ」選んでください。

1　一戸建て　　2　集合住宅（アパート・マンションなど）
3　その他（　　）

問 37　あなたは、現在のお住まいに何年住んでいますか。「1つ」選んでください。

1　1年未満　　2　1年～5年
3　6年～10年　　4　11～20年
5　21年以上

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

田川市地域福祉計画（第2次） 令和4年度～令和8年度

発行年月◎令和4年3月　発行◎福岡県 田川市
編集◎田川市 市民生活部 保健福祉課
〒825-8501 福岡県田川市中央町１番１号
電話：0947-85-7118 FAX：0947-42-2000